

成長型中小企業等研究開発支援事業
(Go-Tech 事業)

中間評価報告書
(案)

2026年6月

産業構造審議会 イノベーション・環境分科会

イノベーション小委員会評価ワーキンググループ

はじめに

研究開発の評価は、研究開発活動の効率化・活性化、優れた成果の獲得や社会・経済への還元等を図るとともに、国民に対して説明責任を果たすために、極めて重要な活動であり、このため、経済産業省では、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日、内閣総理大臣決定）等に沿った適切な評価を実施すべく「経済産業省研究開発評価指針」（令和7年4月改正）を定め、これに基づいて研究開発の評価を実施している。

経済産業省において実施している「成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）」は、中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う研究開発及びその成果の事業化を支援することを通じて、イノベーションによる我が国製造業及びサービス業の国際競争力の強化を図るため、2006年度より実施しているものである。

本書は、産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 イノベーション小委員会 評価ワーキンググループ（座長：鈴木 潤 政策研究大学院大学 名誉教授／客員教授）において、経済産業省研究開発評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準を踏まえ、本事業に係る意義・アウトカム（社会実装）達成までの道筋、目標及び達成状況、マネジメントの妥当性について審議され、了承された評価結果を取りまとめたものである。

2026年6月

産業構造審議会 イノベーション・環境分科会
イノベーション小委員会 評価ワーキンググループ

【産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 イノベーション小委員会 評価ワーキンググループ委員】

(2026年6月1日現在)

座長 鈴木 潤 政策研究大学院大学 名誉教授／客員教授

秋澤 淳 東京農工大学大学院 生物システム応用科学府 教授

上條 由紀子 九州工業大学 研究本部未来思考実証センター 特任教授・弁理士

竹山 春子 早稲田大学 先進理工学部生命医科学科 教授

浜田 恵美子 NGK株式会社 取締役

【分野別専門委員】

柳本 潤 東京大学大学院 工学系研究科 教授

(座長除き、五十音順)

【本研究開発評価に係る省内関係者】

事業担当部署 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム 参事官 森 喜彦

評価担当部署 イノベーション・環境局 研究開発課長 大隅 一聡

目次

【事業情報】	1
第1章 評価ワーキンググループ委員からの評価結果	4
1. 評点法による評価結果.....	5
2. 評価コメント.....	6
3. 評価コメントに対する対処方針	9
第2章 評価対象事業に係る資料	14

【事業情報】

事業名		予算事業 ID : 003627 成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech 事業)					
担当部署		経済産業省 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム					
事業期間		平成 18 年度 ~ 評価時期 : 事前 (平成 17 年度)、中間 (平成 20、23、26、29、令和 2、5 年度)					
予算額		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	総額
	(予算)	109.0 億円	104.9 億円	133.2 億円	128.5 億円	123.1 億円	2525.4 億円 <small>(令和 7 年度までの合計)</small>
	(執行)	99.2 億円	94.1 億円	96.4 億円	112.1 億円	-	2136.4 億円 <small>(令和 6 年度までの合計)</small>
上位施策及び KPI		<ul style="list-style-type: none"> ・「2026 年度版中小企業白書」(2026 年 4 月 24 日閣議決定)においては、労働生産性の向上に向けては、リスクを恐れず成長や変革に挑戦する経営への転換が重要であることが示されており、その中で労働生産性の向上、付加価値額の増加に向けて、「研究開発」が有効な要素であることが示されている。 ・「統合イノベーション戦略 2025」(2025 年 6 月 6 日閣議決定)においては、科学技術・イノベーションは国力の源泉であり、社会課題の解決の原動力であることが示されている中、産学連携による研究力、産業競争力の強化、産業界のニーズに応じた人材育成・供給等を実現するためのエコシステムの創出の重要性が示唆されている。この中で、中小企業が大学等とのオープンイノベーションを実現するための環境整備の重要性が示されている。 ・【上位施策】産構審の政策テーマ 7 今後の対応①持続的賃上げ実現に向けた中小企業の成長支援 (研究開発支援) と関連 					
事業目的		中小企業が受託取引に係る関係から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。					
事業内容		中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大 3 年間支援する。					
アウトカム指標			アウトカム目標/目標値			達成状況	
短期目標 2029 年度		最終年のプロジェクト達成度の平均値 ➤ なお、令和 8 年度より、「プロジェクト終了後	個々のプロジェクトに関する最終年の達成度の平均値が 50%を超えること ➤ なお、令和 8 年度より、「プロジェクト終了後 1 年時点で実用化に成功している補助事業者が 50%を超えること」に変更。			達成見込みあり	

	の事業化の進捗度」に変更。		
長期目標 2034 年度	事業化（製品等を継続的に販売）割合	プロジェクト終了後 5 年時点で、事業化（製品等を継続的に販売）を達成するプロジェクトが半数を超えること	達成見込みあり
	事業化を達成した事業者の付加価値額の伸び率（年率平均）	事業化を達成した事業者の付加価値額が、プロジェクト終了後 5 年時点で、年率平均+3%以上向上すること	今回の中間評価では対象外
	事業化を達成した事業者の給与支給総額の伸び率（年率平均）	事業化を達成した事業者の給与支給総額が、プロジェクト終了後 5 年時点で、年率平均+1.5%以上向上すること ▶ なお、令和 8 年度より、「事業化を達成した事業者の 1 人あたり給与支給総額が、プロジェクト終了後 5 年時点で、年率平均+3.0%以上向上すること」に変更。	今回の中間評価では対象外
	補助事業の総売上累計額/総予算投入額	プロジェクト終了後 5 年時点で、補助事業の総売上累計額が総予算投入額の 150%を超えること	達成見込みあり
アウトプット指標		アウトプット目標/目標値	達成状況
中間目標 2026 年度	中小企業等が産学官連携して行う、研究開発等への支援実施件数 ▶ なお、令和 8 年度より、支援実施件数に加え、「公募要領に定める A 機関および B 機関が事業管理機関として参画している割合」を追加。	<ul style="list-style-type: none"> 支援実施件数 350 件 A 機関または B 機関が事業管理機関として参画している割合 80% 	直近 3 年間の支援実施件数、A 機関または B 機関が事業管理機関として参画している割合の実績からも十分に達成が見込まれる。
中間目標 2029 年度	中小企業等が産学官連携して行う、研究開発等への支援実施件数	<ul style="list-style-type: none"> 支援実施件数 350 件 A 機関または B 機関が事業管理機関として参画している割合 80% 	直近 3 年間の支援実施件数、A 機関または B 機関が事業管理機関

	<p>➢ なお、令和8年度より、支援実施件数に加え、「公募要領に定めるA機関およびB機関が事業管理機関として参画している割合」を追加。</p>		<p>として参画している割合の実績からも達成が見込まれる。</p>
<p>最終目標 2034年度</p>	<p>中小企業等が産学官連携して行う、研究開発等への支援実施件数</p> <p>➢ なお、令和8年度より、支援実施件数に加え、「公募要領に定めるA機関およびB機関が事業管理機関として参画している割合」を追加。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支援実施件数 350件 A機関またはB機関が事業管理機関として参画している割合 80% 	<p>直近3年間の支援実施件数、A機関またはB機関が事業管理機関として参画している割合の実績からも達成が見込まれる。</p>
<p>マネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管轄する各経済産業局等が事業管理機関を通じて、各プロジェクトの進捗を管理。 事業管理機関は、管轄する各経済産業局等と、執行事務、財産管理等を行うとともに、プロジェクト全体を管理。 各事業年度の終了後、外部有識者による評価委員会が進捗状況を評価し、必要に応じて助言やプロジェクトの中止や見直しを図っている。 		
<p>プロジェクトリーダー等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各プロジェクトに総括研究代表者（PL：Project Leader）・副総括研究代表者（SL：Sub Leader）を選任することとしている。PLは研究開発の計画、実施及び成果管理を総括し、SLは、PLを補佐し、必要に応じてその代理を務める。 		
<p>実施体制</p>	<p>【一般型】</p> <p>平成18～25年度採択 METI（委託） → 実施者</p> <p>平成26年度採択～ METI（定額※・補助2/3） → 実施者</p> <p>※大学・公設試等は定額</p> <p>【プロジェクト委託型】</p> <p>平成27～28年度採択 METI（交付金） → NEDO（委託） → 実施者</p>		

第 1 章 評価ワーキンググループ委員からの評価結果

1. 評点法による評価結果

評価項目・評価基準	評価WG委員の評価					評点
	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	
1. 意義・アウトカム（社会実装）達成までの道筋						
(1) 本事業の位置づけ・意義	A	A	A	A	A	3.0
(2) アウトカム達成までの道筋	B	A	A	B	A	2.6
(3) 知的財産・標準化戦略	A	A	B	A	A	2.8
2. 目標及び達成状況						
(1) アウトカム目標及び達成見込み	B	A	B	B	A	2.4
(2) アウトプット目標及び達成状況	B	A	A	B	A	2.6
3. マネジメント						
(1) 実施体制	B	A	A	A	A	2.8
(2) 受益者負担の考え方	B	A	A	A	A	2.8
(3) 研究開発計画	B	A	A	A	A	2.8

《判定基準》

- A：評価基準に適合し、非常に優れている。
 B：評価基準に適合しているが、より望ましくするための改善点もある。
 C：評価基準に一部適合しておらず、改善が必要である。
 D：評価基準に適合しておらず、抜本的な改善が必要である。

(注) 評点はA=3、B=2、C=1、D=0として事務局が数値に換算・平均して算出。

2. 評価コメント

本項では、評価ワーキンググループ委員からのコメントを列記している。

(1) 意義・アウトカム（社会実装）達成までの道筋

【肯定的意見】

- 中小企業の技術開発を長期にわたって継続的に支援しており、重要な役割を果たしている。（秋澤委員）
- 対象範囲やプロセスを継続的に改良しており、中小企業にとってよりよいサポートを目指す方向は肯定的に評価することができる。（鈴木委員）
- 前回までの事業およびその成果を踏まえ、一部を本事業に活かしている点は評価できる。ものづくりに強みを有する中小企業の技術力強化やイノベーションの促進は、日本の産業基盤を強化するとともに、グローバルな存在感を高めるうえでも重要な戦略であり、本事業の意義は大きい。（竹山委員）
- 大型研究枠を設けることにより、一定の進捗段階にある研究開発をさらに加速させることが可能となるため、今後の成果創出が期待される。（竹山委員）
- 中小企業向けの規模の大きな事業であり、重要度が高い一方、難易度も高い。そんな中でも情報発信や事業化支援のしくみについて改善を重ねており、目的に沿った事業になっていると高く評価する。（浜田委員）
- 知財・標準化戦略については、本事業の性質から、適切な立ち位置である。（浜田委員）
- 我が国で多くの雇用を支える中小企業製造業、サービス業を対象に、商品としての投入まで視野に入れた研究開発・技術開発を支援しようとする本事業は、中小企業政策の一部としても重要な役割を担っている。開発終了後の事業化の成功が最終ゴールだが研究開発を終えてしばらくたってからの観測（事業化の成否の評価）しかできないことは、やむを得ないとはいえ、本事業の遂行の難しさである。産構審での中間評価や実施者の声、地方局へのヒアリングなどで出てきた課題もとに、研究開発段階で先行して制度ならびに運用の修正を行っている。（柳本委員）

【問題点・改善点・今後への提言】

- アウトプット目標や短期アウトカム目標の達成が、長期アウトカム目標にどれだけ貢献するのかは必ずしも明確ではないので、今後もデータを蓄積し適切な分析と制度設計を継続してほしい。（鈴木委員）
- 中小企業の中には、イノベーションへの取組が今後の発展につながると認識し積極的に取り組んでいる企業がある一方で、その重要性を理解しながらも十分に進められていない企業や、必要性を十分に認識していない企業も存在するように見受けられる。このうち、必要性を感じながらも取組を進められていない層を底上げする仕組みを、本事業の中で構築できれば望ましい。あわせて、開発資金の支援にとどまらず、人材不足をどのように解消していくかについても、本事業の中で重要な課題として取り組む必要がある。（竹山委員）
- アウトカムの設定において、中小企業が個々の付加価値向上のみをめざすことに留まらず、ケースによっては大型研究開発枠を活かすなどして、資金調達の支援や、複数社を繋げて産業としての発

展を図るなど、視野を広げて他事業に繋いでいくことを期待したい。(浜田委員)

- フォローアップ調査の結果は時定数が長いので、事業の実施方法に反映させるのは難しいと思うが、引き続き精密な調査を望む。また、事業終了後2年程度で事業者に目標を課すのは不要だが、簡易な形でも良いので中間的な聞き取り調査をしてはどうか。(柳本委員)

(2) 目標及び達成状況

【肯定的意見】

- 研究開発の達成度が一定程度実現できていることは好ましい。ただし、達成度は自己評価ではなく、外部からの評価が必要と思われる。(秋澤委員)
- 概ね順調な成果が出ており、現時点での目標達成の見通しは得られている。今回、見直しを行い、より実効性を明示するアウトカム目標となったので、イノベーション・プロデューサーを多いに活用するなどして、目標達成を期待したい。(浜田委員)
- 中小企業の技術開発支援を行うスキームとして、本事業は大きな役割を果たしている。個々の開発課題は年間100件以上あるが、中間評価、最終評価を行うことでの個々の案件の分析を行い、目標と達成状況を評価している。(柳本委員)

【問題点・改善点・今後への提言】

- 事業化に至らなかったケースの要因分析が重要である。技術力との回答が多いが、技術開発支援の指針が見出せるのはないか。マーケティングや販売力不足は短期的に補える余地があるので、イノベーション・プロデューサーの活用に期待する。(秋澤委員)
- 短期アウトカム目標を「実用化の成功率」とすることは合理的である。一方、それによりもともと実用化に近いプロジェクトのみが提案され、チャレンジングなプロジェクトが敬遠される可能性を否定できない。例えば、「開始時と終了時のTRLの差が2以上」のような指標と目標を設定することにより、そのようなバイアスを抑制することができるのではないか。(鈴木委員)
- 長期アウトカム目標については、世間一般の景気や賃上げの動向を考慮に入れずに数値を設定することはあまり意味がない。あくまでも、Go-Techに参加していない事業者の付加価値額や給与支給額や総売上累計額と比較して「XX%向上」のような形にするべきではないか。(鈴木委員)
- アウトプット目標については、採択事業者数に加えて応募事業者数についても把握し、モニタリングしていくことが望ましい。(鈴木委員)
- 特許出願に対する権利化の割合が必ずしも高くないように見受けられるが、その要因や状況について十分に把握・分析がなされているのか、確認が必要である。(竹山委員)
- フォローアップを通じて、更なる事業のブラッシュアップをお願いしたい。(浜田委員)

(3) マネジメント

【肯定的意見】

- フォローアップが確実に行われている。多数の案件が蓄積されているので、そこから支援が有効に働くパターンなどを分析できるのではないか。(秋澤委員)
- J-GoodTechとの連携など、マッチング等の事業化支援に積極的に乗り出したことは、肯定的に評価

することができる。(鈴木委員)

- アジャイル型に近い考え方で実施計画を運用できる体制が整っており、効果の高い実装環境として機能することが期待される。(竹山委員)
- 長年実施している事業だけに、体制がしっかりと作れており、強化すべきところは手が打たれている。(浜田委員)
- 新たな事業者(研究開発体)を生み出すための、イノベーションの導入や中小機構との連携については評価できる。新たな事業者を発掘する仕組みを、より強化すべきである。(柳本委員)
- 事業管理機関の補助率定額化も良い方向への変化と感じる。(柳本委員)

【問題点・改善点・今後への提言】

- 米国のSBIRやDARPAプログラム等で広く行われている「政府調達による中小企業の事業化支援」という視点をより積極的に進めても良いのではないか。現行の日本版新SBIR(内閣府に移管)では、政府調達もツールとして利用しているもののスタートアップ企業に焦点を当てた制度となっており、Go-Techが支援対象とする中堅企業群よりはるかに限定的で採択件数も小さい。(鈴木委員)
- 実施期間終了後に5年間のフォローアップ期間が設定されていることから、その間に成果の十分な分析を行い、次の取組につなげられるようなデータの蓄積と活用を進めてほしい。(竹山委員)
- 事業管理機関の育成や、事業の実施を通じた中小企業内人材育成が重要であるが、事業管理機関の担い手が減少しつつあることは大きな課題である。事業管理機関へのインセンティブについて、地方自治体とも協議し、より拡充する様に動いてもらえると良い。(柳本委員)

3. 評価コメントに対する対処方針

(1) 意義・アウトカム（社会実装）達成までの道筋

問題点・改善点・今後への提言	対処方針・見解
<ul style="list-style-type: none"> ● アウトプット目標や短期アウトカム目標の達成が、長期アウトカム目標にどれだけ貢献するのは必ずしも明確ではないので、今後もデータを蓄積し適切な分析と制度設計を継続してほしい。（鈴木委員） ● フォローアップ調査の結果は時定数が長いので、事業の実施方法に反映させるのは難しいとは思いますが、引き続き精密な調査を望む。また、事業終了後2年程度で事業者目標を課すのは不要だが、簡易な形でも良いので中間的な聞き取り調査をしてはどうか。（柳本委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業では補助事業終了後5年間において事業化状況報告やフォローアップ調査を行っている。これらを用いて引き続き適切な分析を行い、制度設計の見直しを図っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業の中には、イノベーションへの取組が今後の発展につながると認識し積極的に取り組んでいる企業がある一方で、その重要性を理解しながらも十分に進められていない企業や、必要性を十分に認識していない企業も存在するように見受けられる。このうち、必要性を感じながらも取組を進められていない層を底上げする仕組みを、本事業の中で構築できれば望ましい。あわせて、開発資金の支援にとどまらず、人材不足をどのように解消していくかについても、本事業の中で重要な課題として取り組む必要がある。（竹山委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業では、申請の要件として大学や公設試験研究機関との共同体形成を求めている。これにより、技術力はあるものの人材面や資金面で課題を抱える中小企業の研究開発を推進するとともに、中小企業、大企業、大学、公設試験研究機関等の多様なプレイヤーが垣根を越えて人材や技術を流動化させる形でのオープンイノベーションの創出が見込まれる。さらに、中小企業に不足しがちなマーケティング視点や産学官金とのネットワークを提供しつつ、新製品・サービスの事業化のために必要なイノベーションの実現を支援する支援プロフェッショナルを「イノベーション・プロデューサー」と名付け、実証事業を行うことで活動の拡大や人材育成への支援を強化しているところ。今後さらに支援人材のボトムアップやネットワークの拡大を図り、実証事業を通じた支援に係る知見をGo-Tech事業における事業化支援でも反映できるよう、検討していく。
<ul style="list-style-type: none"> ● アウトカムの設定において、中小企業が個々の付加価値向上のみをめざすことに留まらず、ケースによっては大型研究開発枠を活か 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度より創設した出資獲得枠について、令和8年度より大型研究開発枠に改編を実施。本事業では、これまで中小企業の持つ

<p>すなどして、資金調達への支援や、複数社を繋いで産業としての発展を図るなど、視野を広げて他事業に繋いでいくことを期待したい。</p> <p>(浜田委員)</p>	<p>強みを活かした研究開発を支援し、企業成長を促してきたところだが、日本経済の成長に必要なイノベーションの担い手となる、特に成長志向の中小企業に対し、研究開発の継続と更なる加速を促すべく、より大規模な研究開発支援を実施することで、地域経済を先導する企業の早期創出、更にそれを通じた国際競争力の強化が重要。研究開発に意欲的であり、かつ大型研究開発投資に対して一定の見通しが立っている事業者について、通常よりも大きな支援を実施する大型研究開発枠について継続して要求していく。</p> <p>また、本事業では、申請の要件として大学や公設試験研究機関との共同体形成を求めている。これにより、中小企業、大企業、大学、公設試験研究機関等の多様なプレイヤーが垣根を越えて人材や技術を流動化させる形でのオープンイノベーションの創出が見込まれる。</p> <p>本事業の副次的効果として、「異業種との交流、人脈構築等による新たな取引の創出」といった点も見られるところ、本事業について継続して要求を行っていく。</p>
--	--

(2) 目標及び達成状況

問題点・改善点・今後への提言	対処方針・見解
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業化に至らなかったケースの要因分析が重要である。技術力との回答が多いが、技術開発支援の指針が見出せるのはないか。マーケティングや販売力不足は短期的に補える余地があるので、イノベーション・プロデューサーの活用を期待する。(秋澤委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業の採択審査では、技術面・事業化面について、外部有識者等にも審査を行ってもらった上で、採択案件を決定しており、引き続きこれらの観点を重視しつつ、採択案件を決定していく。 また、中小企業に不足しがちなマーケティング視点や産学官金とのネットワークを提供しつつ、新製品・サービスの事業化のために必要なイノベーションの実現を支援する支援プロフェッショナルを「イノベーション・プロデューサー」と名付け、実証事業を行うことで活動の拡大や人材育成への支援を強化して

	<p>いるところ。今後さらに支援人材のボトムアップやネットワークの拡大を図り、実証事業を通じた支援に係る知見を Go-Tech 事業における事業化支援でも反映できるよう、検討していく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 短期アウトカム目標を「実用化の成功率」とすることは合理的である。一方、それによりもともと実用化に近いプロジェクトのみが提案され、チャレンジングなプロジェクトが敬遠される可能性を否定できない。例えば、「開始時と終了時の TRL の差が 2 以上」のような指標と目標を設定することにより、そのようなバイアスを抑制することができるのではないか。(鈴木委員) ● 長期アウトカム目標については、世間一般の景気や賃上げの動向を考慮に入れずに数値を設定することはあまり意味がない。あくまでも、Go-Tech に参加していない事業者の付加価値額や給与支給額や総売上累計額と比較して「XX%向上」のような形にするべきではないか。(鈴木委員) ● アウトプット目標については、採択事業者数に加えて応募事業者数についても把握し、モニタリングしていくことが望ましい。(鈴木委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施体制の担保の観点から、アウトプット目標として「支援実施件数」で設定することは重要である。他方で、長期アウトカムとして「事業化状況」を設定しているところ、アウトプット目標が長期アウトカム目標の達成に資するものとするべく、例えば、「応募件数に対する採択件数」等に今後修正することで、採択案件の質の担保も踏まえた、より具体的なアウトプットとなる側面も考えられる。また、採択事業者数のみならず、応募事業者数等、補助事業のニーズについてのモニタリングにも努めていく。 ● 短期アウトカム目標について、従前は「研究開発プロジェクトの達成状況」を設定していたところ。他方で本目標をより一層長期アウトカムの「事業化状況」の達成に資するものとするべく、今般の評価プロセスにおいて、「プロジェクト終了後 1 年時点での実用化の成功率」で設定することとした。本事業は研究開発及びその事業化に向けた取組を支援するものであるが、中小企業の強みを生かした研究開発やチャレンジングな取り組みを支援できるよう、短期アウトプットの目標設定についても不断の見直しを行っていく。 ● なお、研究開発は必ずしも事業化につながるものではなく、事業者にとってチャレンジングな取り組みであるところ、長期アウトカム目標については、補助事業者の成長に資するものでありながら、持続的に実現可能な目標として現行のものを設定してきたところ。本事業では継続的に効果分析に取り組んできており、EBPMでの補助金活用層と非活用層のマッチング分析を実施してきているとこ

	<p>る、引き続き効果分析に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● なお、令和8年度採択案件からは、大学・公設試等の補助率を定額とし、コミットを強く求め、良質な案件発掘や事業化支援を実施いただけるよう運用改善を実施しているところ。
<ul style="list-style-type: none"> ● フォローアップを通じて、更なる事業のブラッシュアップをお願いしたい。(浜田委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業では補助事業終了後5年間において事業化状況報告やフォローアップ調査を行っている。これらを用いて引き続き適切な分析を行い、制度設計の見直しを図っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ● 特許出願に対する権利化の割合が必ずしも高くないように見受けられるが、その要因や状況について十分に把握・分析がなされているのか、確認が必要である。(竹山委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該要因について、今後フォローアップ調査等で確認を行うなど、引き続き適切な分析を行い、制度設計の見直しを図っていくこととしたい。

(3) マネジメント

問題点・改善点・今後への提言	対処方針・見解
<ul style="list-style-type: none"> ● 米国のSBIRやDARPAプログラム等で広く行われている「政府調達による中小企業の事業化支援」という視点をより積極的に進めても良いのではないかと。現行の日本版新SBIR(内閣府に移管)では、政府調達もツールとして利用しているもののスタートアップ企業に焦点を当てた制度となっており、Go-Techが支援対象とする中堅企業群よりはるかに限定的で採択件数も小さい。(鈴木委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業庁では、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、毎年度閣議決定される「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に取組内容を盛り込み、その取組状況のフォローアップ調査(措置状況調査)を行っている。また、政府調達ではないが、中小企業省力化投資補助金において、革新的な製品を製造する国内の中小・小規模企業やスタートアップがより制度に参入しやすいよう、同補助金一般型での審査を通じて簡易にカタログ登録を進められる制度(イノベーション製品応援プログラム)を創設している。
<ul style="list-style-type: none"> ● 実施期間終了後に5年間のフォローアップ期間が設定されていることから、その間に成果の十分な分析を行い、次の取組につなげられるようなデータの蓄積と活用を進めてほしい。(竹山委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業では補助事業終了後5年間において事業化状況報告やフォローアップ調査を行っている。これらを用いて引き続き適切な分析を行い、制度設計の見直しを図っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業管理機関の育成や、事業の実施を通じた中小企業内人材育成が重要であるが、事業管理機関の担い手が減少しつつあることは大き 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度より、事業管理機関が大学・公設試等の場合であっても、条件次第で大学・公設試等に補助率2/3以内が適用されるように

<p>な課題である。事業管理機関へのインセンティブについて、地方自治体とも協議し、より拡充する様に動いてもらえると良い。(柳本委員)</p>	<p>した。大学・公設試等に対してインセンティブを付与することで、大学・公設試等の研究開発への寄与度向上を図ることを考えていたものの、当該補助率を導入したところ、採択順位によって補助率が決定されることで、事業計画も不安定なものになり、良質な案件発掘・組成、補助事業の実施や事業化支援に支障が生じつつある状況となっていたことから、令和8年度より、大学・公設試等の補助率は定額に戻すこととした。</p> <p>今後、事業管理機関について一層の研究開発への寄与度向上を図るべく、地方との連携をより一層深めていく。</p>
--	---

第2章 評価対象事業に係る資料

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

中間評価

評価用資料

中小企業庁
経営支援部 イノベーションチーム

事業基本情報

事業基本情報

基本情報

事業名	【予算事業ID 003627】 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）					
事業期間	平成18年度～ 評価時期：事前（平成17年度）、中間（平成20、23、26、29、令和2、5年度）					
予算額	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	総額
（予算）	109.0億円	104.9億円	133.2億円	128.5億円	123.1億円	2525.4億円 (令和7年度までの合計)
（実績）	99.2億円	94.1億円	96.4億円	112.1億円	—	2136.4億円 (令和6年度までの合計)
実施体制	【一般型】 平成18～25年度採択 METI（委託）→実施者 平成26年度～採択 METI（定額※・補助2/3）→実施者 ※大学・公設試等は定額 【プロジェクト委託型】 平成27～28年度採択 METI（交付金）→NEDO（委託）→実施者					
事業目的 事業概要等	事業目的：中小企業が受託取引に係る関係から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。 事業概要：中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。 なお、本事業は産構審の政策テーマ7今後の対応①持続的賃上げ実現に向けた中小企業の成長支援（研究開発支援）と関連している。					

2

前回評価時の指摘事項と対処状況①（評価検討会）

基本情報

前回評価時（令和5年度）の問題点・改善すべき点	対処状況
（前評価時（令和5年度）の問題点・改善すべき点） (1) 意義・アウトカム（社会実装）達成までの道筋 ① アウトカム達成においては、イノベーションの先に生まれる需要の把握が先に必要である。その上で、生産体制の構築などにも時間と費用がかかることが考えられることから、アウトカム達成までの道筋は長い目で評価できると良い。 ② 販路開拓に向けた取組ステージにおけるもう一段のサポートをする事業スキームがあるとなお良いと思われる。事業展開を可能にするため、川下企業との連携部分を重要視したマッチング制度があっても良い。技術とビジネスの両方を理解し、経験した人材から支援が受けられるような制度の整備も必要であり、併せて、そのような人材の育成も求められる。 ③ アウトカム達成度を測るための出口管理（市場展開の成否、特許件数等）の導入、情報発信のための取組の強化を期待したい。	（前評価時の対処方針） (1) 意義・アウトカム（社会実装）達成までの道筋 ① アウトカム達成までの道筋については長期的視点も持ちつつ検討していく。 ② 中小企業庁では、中小企業に不足しがちなマーケティング視点や産学官金とのネットワークを提供しつつ、新製品・サービスの事業化のために必要なイノベーションの実現を支援する支援プロフェッショナルを「イノベーション・プロデューサー」と名付け、実証事業を行うことで活動の拡大や人材育成への支援を強化している。また、サポイン・Go-Tech 採択企業を対象としたマッチングサイトの運営（Go-Tech ナビ）や事業化支援事業を引き続き実施していく。 ③ アウトカム達成度を測るため、本事業では補助事業終了後5年間において事業化状況報告やフォローアップ調査を行っているところ。事業化状況報告やフォローアップ調査では、事業化の状況や成果に係る売上、波及効果や副次的効果などを報告させている。情報発信の取組に関しては、Go-Tech事業の広報サイトであるGo-Techナビを通じた情報発信や大規模展示会での広報などを行っている。
（現在の対処状況） (1) 意義・アウトカム（社会実装）達成までの道筋 ① 長期アウトカムについて、事業終了後5年後の目標を設定しており、長期的な視点で検討を行っている。 （28頁参照） ② 中小企業庁では、中小企業に不足しがちなマーケティング視点や産学官金とのネットワークを提供しつつ、新製品・サービスの事業化のために必要なイノベーションの実現を支援する支援プロフェッショナルを「イノベーション・プロデューサー」と名付け、実証事業を行うことで活動の拡大や人材育成への支援を強化している （9～10頁参照） 。 令和8年1月にはイノベーション・プロデューサー実証事業を通じて得られた知見の横展開及び取組の拡大を目的として、「イノベーション・プロデューサーガイドライン」を公表（11頁参照） 。また、サポイン・Go-Tech採択企業を対象としたマッチングサイト（Go-Techナビ）について、今後更なる事業化率向上に向け、独立行政法人中小企業基盤整備機構の運営する、より大規模かつ高度なマッチングサイトJ-GoodTechへの連携・移管を検討しており、今後更に事業化支援を強化していく。 （7～8頁参照） ③ アウトカム達成度を測るため、本事業では補助事業終了後5年間において事業化状況報告やフォローアップ調査を行っている。事業化状況報告やフォローアップ調査では、事業化の状況や成果に係る売上、波及効果や副次的効果などを報告させている。情報発信の取組に関しては、Go-Tech事業の広報サイトであるGo-Techナビを通じた情報発信や大規模展示会での広報などを行っている。なお、Go-Techナビについては、更なる事業化率向上に向け、独立行政法人中小企業基盤整備機構の運営する、より大規模かつ高度なマッチングサイトJ-GoodTechへの連携・移管を検討しており、今後更に事業化支援を強化していく。 （7～8頁参照）	

3

前回評価時の指摘事項と対処状況②（評価検討会）

基本情報

前回評価時（令和5年度）の問題点・改善すべき点	対処状況
<p>前回評価時（令和5年度）の問題点・改善すべき点 (2) 目標</p> <p>① アウトカム目標の短期目標は低く、適切な目標値の設定を検討すべきであり、アウトカム目標の長期目標（事業化割合）の達成見込みは不透明な印象もある。</p> <p>② アウトプットの正の効果からアウトカム目標達成率の向上に通じる流れには、その達成率を見る限り、現時点ではアウトプットとアウトカムの運動性があるとは言いえないと思われる。</p> <p>③ 取り組みの事業内容によっては、一律の目標設定が難しい場合があるのではないかと感じる。本事業が対象となるTRLはやや広く、採択課題によって差異があるため、アウトプット目標の設定にあたり、より柔軟に対応できる工夫があるとお思い。</p> <p>④ 現状のアウトカム数値目標について、不足すると思われる点は、フォローアップの過程での成功又は失敗プロジェクトの要因分析と、その知見を反映した審査基準やフォロー制度等になっているかという検証であり、一考する価値があると思われる。</p> <p>⑤ アウトプットの指標に特許件数など入れても良い。</p> <p>⑥ 本事業のアウトカム、アウトプットが国際競争力にどのように寄与するかについては検討が必要である。</p> <p>⑦ 今後は、よりチャレンジングな課題への挑戦も必要となるであろうから、本事業の一部に、達成度を指標とせず、チャレンジすることに価値がある研究開発の支援を行う枠を設けることを考えてもよい。</p>	<p>（前回評価時の対処方針） (2) 目標</p> <p>①②③ 今までの実績も踏まえ適切なアウトプット指標及びアウトカム指標の設定を今後検討していく。</p> <p>④ これまでに支援してきた案件のデータ分析・要因分析を通じて得られた結果をもとに、大学・公設試験研究機関の参画を必須とする、川下企業の関与を審査基準にする、といった見直しを行っているところ。他方で、成果が全くない、あるいは小さな成果しかないといった案件も一定数存在していることから、引き続きデータ分析・要因分析を行い、制度設計や審査基準等に反映させていきたい。</p> <p>⑤ 今までの実績も踏まえ適切なアウトプット指標を今後検討していく。</p> <p>⑥ 適切なアウトプット指標及びアウトカム指標の設定が可能か今後検討していく。</p> <p>⑦ 令和4年度から新設した出資獲得枠については、リスクマネーの確保を前提に補助上限額を引き上げる一方で、厳格な審査を通じてよりチャレンジングな研究開発事業に重点的な支援を行っている。国費による支援であることから、達成度は指標として設定せざるをえないが、未達の場合の評価においてチャレンジングな課題への挑戦を阻害しないよう配慮していきたい。</p>
<p>（現在の対処状況） (2) 目標</p> <p>①②③ アウトプットの達成度は34頁、アウトカムの達成度は28頁に示す通り。令和8年度よりアウトプット及び短期アウトカム目標について変更を行う。（28,29,34,35頁参照）</p> <p>④ これまでに支援してきた案件のデータ分析・要因分析を通じて得られた結果をもとに、大学・公設試験研究機関の参画を必須とする、川下企業の関与を審査基準にする、といった見直しを行ってきた。また、令和8年度採択案件より、大学・公設試等の補助率を定額とし、大学・公設試等のコミットを強く求め、良質な案件発掘や事業化支援を実施いただけるよう運用改善を実施。また、事業化を念頭に置いた中小企業の研究開発等を支援するという本事業の趣旨等に鑑み、収益納付の撤廃を実施し、中小企業の成長支援を更に後押ししていく。上記に限らず、引き続きデータ分析・要因分析、また、ヒアリング等も通じて、制度設計や審査基準等の検討に役立てていく。</p> <p>⑤⑥ アウトプットの達成度は34頁、アウトカムの達成度は28頁に示す通り。令和8年度よりアウトプット及び短期アウトカム目標について変更を行う。（28,29,34,35頁参照）</p> <p>⑦ 令和4年度から新設した出資獲得枠について、令和8年度より大型研究開発枠に改編を実施。本事業では、これまで中小企業の持つ強みを活かした研究開発を支援し、企業成長を促してきたところだが、日本経済の成長に必要なイノベーションの担い手となる、特に成長志向の中小企業に対し、研究開発の継続と更なる加速を促すべく、より大規模な研究開発支援を実施することで、地域経済を先導する企業の早期創出、更にそれを通じた国際競争力の強化が重要。研究開発に意欲的であり、かつ大型研究開発投資に対して一定の見通しが立っている事業者について、「大型研究開発枠」として、通常よりも大きな支援を実施することで、成長意欲のある中小企業の研究開発の継続・加速を後押しすることとした。（13頁参照）</p>	<p>4</p>

前回評価時の指摘事項と対処状況③（評価検討会）

基本情報

前回評価時（令和5年度）の問題点・改善すべき点	対処状況
<p>前回評価時（令和5年度）の問題点・改善すべき点 (3) マネジメント</p> <p>① 公募案件に係る研究開発成功の確からしさを審査することは、チャレンジングな内容であればあるほど、困難性は高く、書面審査では限界もあるので、応募企業のこれまでの研究開発についてのトラックレコードの記載を求めることや、解決したい課題と解決方法の蓋然性が把握できると判断しやすいと思われる。</p> <p>② 実用化・事業化率の向上については、川下企業に対して、当該研究開発が成功した際の、採用の本気度を確認する、もしくは、採用意向のある川下企業の参加を必須とすることなどが考えられる。</p> <p>③ チャレンジングなテーマであればあるほど、継続支援の必要性があることから、年間活動期間に応じた（1年目は短期の活動期間となる）上限額の設定の見直しを検討した方がよい。</p> <p>④ 予算申請時点からの計画変更などが柔軟に行えること。</p> <p>⑤ 中間評価において、補助事業の縮小若しくは中止の決定をすにあっての判断基準の明瞭性と妥当性については、検討の余地があると思われる。</p> <p>⑥ 現在は、管理機関に対する経費は定額であるが、事業管理機関としての負担は増大しており、間接経費の比率を高めることや、成果の出た事業、出そうな事業を支援した場合には、経費を追加できるなど、事業管理機関のインセンティブが働か仕組みを検討していただきたい。</p> <p>⑦ 委託費、補助金の原資は税金であるため、適切な執行が求められるが、その際の手続きが煩雑になりすぎないよう、配慮をお願いしたい。</p> <p>⑧ まだまだ、告知が足りないと感じており、一般になかなか広がっていない現状があるように思われる。本来もっと多くの企業がトライしたいと思うはずなので、紙面なのかSNSなのか目に留まる施策があると、参加者、挑戦者が増え盛り上がるように思われる。公募の周知方法については、更なる情報発信の強化を期待したい。</p>	<p>前回評価時の対処方針 (3) マネジメント</p> <p>① よりチャレンジングな研究開発計画を支援すべく、審査基準や申請書様式の見直しは継続して行っているところ。ご提言いただいた点も含め、引き続き見直しを図っていく。</p> <p>② 川下企業の共同体への参画を推奨しており、多くの案件において川下企業をアドバイザーとして参画させている。現状、研究開発の成否も不確実な中で、アドバイザーの参画において、事業化に向けて何らかしコミットさせるといった要件は設定していない一方で、仮にそうした要件を設定した場合、川下企業のアドバイザーとしての参画が得られるかという点も含め、更なる事業化の効果が見込める制度設計等を引き続き検討していく。</p> <p>③ 本事業における予算の性格上、年間活動期間に応じて上限額を制限し認めるのは難しいものの、テーマに応じた適切な支援のあり方については検討していきたい。</p> <p>④ 最終成果が変わるなどの大幅な変更でない限りは、計画変更を柔軟に認めるようにしている。</p> <p>⑤ 中間評価における補助事業の縮小若しくは中止については、対象とする事業を選定するにあたり明瞭性と妥当性を確保すべく、外部有識者による評価委員会審議を行った上で決定している。</p> <p>⑥ 事業管理機関の負担が増大していることから、事業管理機関の担い手が減少傾向にある。しかしながら、中小企業が研究開発に注力し、より大きな研究開発成果を実現するためには、事業管理機関によるプロジェクトマネジメント支援は重要であり、事業管理機関の担い手拡大に繋がる制度等の見直しを検討していく。</p> <p>⑦ 手続きの簡素化については、継続して見直しを行っているところ。</p> <p>⑧ 周知・広報活動に関しては、関係機関への周知依頼や説明会の開催などを行っているところであるが、より多くの企業にも認知・活用してもらえよう、SNSの活用や広告媒体への掲載などを検討していく。</p>
<p>現在の対処状況 (3) マネジメント</p> <p>① 通常枠での審査において、研究開発により高付加価値企業への成長・変革するような将来ビジョンを描けているか、という観点も設けている。また、令和8年度より、研究開発に意欲的であり、かつ大型研究開発投資に対して一定の見通しが立っている事業者について、「大型研究開発枠」として、通常よりも大きな支援を実施することで、成長意欲のある中小企業の研究開発の継続・加速を後押しすることとした（13頁参照）。大型研究開発枠においては、通常枠の審査項目に加え、従来の研究開発より規模の大きな研究開発に新たに取り組む必要性、実現可能性等についても審査を行う。</p> <p>② 川下企業の共同体への参加を要件とはしていないものの、採択時の審査過程において、川下企業等のニーズや川下企業等も含んだ事業化の体制等について具体的な記載ができていないものを高評価とするなど、川下企業の本気度をくみ取るよう取り組んでいるところ。更なる事業化の効果が見込める制度設計等を引き続き検討していく。</p> <p>③ 本事業における予算の性格上、年間活動期間に応じて上限額を柔軟に設定できるようにすることは難しいものの、テーマに応じた適切な支援のあり方については検討していきたい。</p> <p>④ 最終成果が変わるなどの大幅な変更でない限りは、計画変更を柔軟に認めるようにしている。</p> <p>⑤ 中間評価における補助事業の縮小若しくは中止については、対象とする事業を選定するにあたり明瞭性と妥当性を確保すべく、外部有識者による評価委員会審議を行った上で決定している。</p> <p>⑥ 事業管理機関の負担が増大していることから、事業管理機関の担い手が減少傾向にある。しかしながら、中小企業が研究開発に注力し、より大きな研究開発成果を実現するためには、事業管理機関によるプロジェクトマネジメント支援は重要であり、事業管理機関の担い手拡大に繋がるよう、令和8年度採択案件より、事業管理機関を担うことのできる、大学・公設試等について補助率を一律定額とした。</p> <p>⑦ 手続きの簡素化については、継続して見直しを行っているところ。</p> <p>⑧ 周知・広報活動に関しては、関係機関への周知依頼や説明会の開催などを行っているところである。また、サイボン・Go-Tech 採択企業を対象としたマッチングサイト（Go-Tech ナビ）について、今後更なる事業化率向上に向け、独立行政法人中小企業基盤整備機構の運営するより大規模かつ高度なマッチングサイトJ-GoodTechが活用するビジネスマッチングプラットフォームであり、当サイトの連携・移管により、更なるGo-Tech事業の情報発信の強化を見込むことができる（7～8頁参照）。</p>	<p>5</p>

(参考) 成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業) PR資料

成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)

中小企業庁 経営支援部
イノベーションチーム

令和8年度予算額 122億円 (123億円)

事業目的・概要	事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p>事業目的</p> <p>中小企業が受託取引に係る関係から脱して成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。</p> <p>中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。</p> <p>事業概要</p> <p>中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する (旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業 (サポイン事業及びサビサポ事業))。</p> <p>また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。</p>	<p>事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)</p> <p>○補助事業期間：2～3年 ○補助上限額：(通常枠) 単年4,500万円、3年間9,750万円 (大型研究開発枠) 単年1億円、3年間3億円 ○補助率：(中小企業者等) 原則2/3以内 (大学・公設試等) 定額 ※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内 ○委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等</p>
	<p>成果目標・事業期間</p> <p>○短期的には、事業終了時点で以下の達成を目指す。 ・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超</p> <p>○最終的には、事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指す。 ・事業化を達成するプロジェクトが50%超 ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上 ・補助事業者の従業員1人当たり給与支給総額が15%以上向上 ・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%</p>

(参考) Go-Tech企業・成果技術の発信と事業化支援

- 中小企業のための研究開発補助金として、サポイン事業 (戦略的基盤技術高度化支援事業) 時代から**全国2200社以上**の中小企業の技術開発とその事業化を支援。
- Go-Tech (サポイン) 企業や成果技術は中小企業庁サイト (Go-Techナビ) で発信し、技術に関心を持つ他の企業や研究機関等による検索が可能。研究成果の事業化に向けたマッチングを支援。

株式会社川崎製作所 ~航空機エンジン用高硬度材切削時の現場判断のAI化と工作機の自動化技術の開発~

【主たる研究実施場所：茨城県】 精密加工

- 航空機エンジン部品 (薄肉中空難加工材部品) は高硬度材を使用しており、切削加工時の工具刃先の摩耗が激しいという問題がある。
- 川下企業からの高精度加工化、低コスト化のニーズに応えるために、熟練作業者の現場判断をAI化するとともに、工作機の状態計測センシング、自動運転システム等を開発し、工作機を自動化。
- 高硬度難加工材の切削加工における工具寿命の延長、加工時間の短縮、高精度化を実現した。
- 航空機産業や宇宙産業の回復と拡大に伴った高硬度部品の需要増加により事業拡大し、継続的な取引に成功している。

<研究開発体制>
※下線部は事業管理機関

- 株式会社川崎製作所
- 株式会社ひたちなかテックセンター
- 茨城県産業技術イノベーションセンター
- 国立大学法人 茨城大学
- アドバイザー企業等

システム全体構成図

株式会社セツロテック ~疾患モデルマウスの多品種生産・大量生産のための自動装置の開発~

【主たる研究実施場所：徳島県】 バイオ

- 製薬会社の創薬研究においては、標的とする疾患のモデルを作出するためのゲノム編集マウスを多品種・大量に作出する方法が求められている。
- ゲノム編集技術を進展させ、受精卵の整列用デバイスや精製装置、正常受精卵を選別する画像解析AIの開発を行うとともに、ゲノム編集分子導入の技術基盤を確立。
- 新商品「長鎖ノックインマウス作製」の販売を2019年から開始、継続的な売上を実現している。また、ヒト化遺伝子マウス作製、レポーター遺伝子の導入等の引き合いにも繋がり、受注につながっている。

多カラム方式のPercol層によって受精卵浄化がかなり増した
30分浄化するだけで200個以上精製
開発した多カラム装置へ
分離度約90%

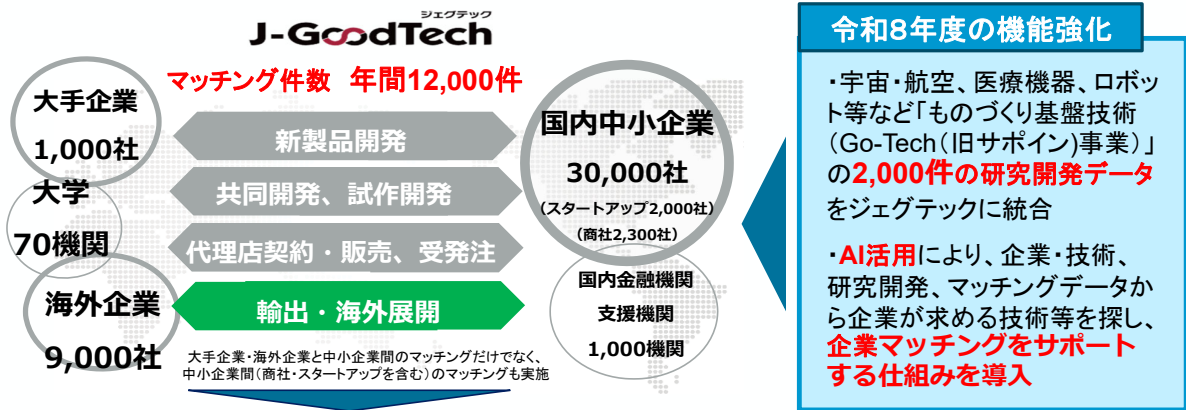
<研究開発体制>
※下線部は事業管理機関

- 株式会社セツロテック
- 公益財団法人とくしま産業振興機構
- 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 国立大学法人徳島大学
- 徳島県立工業技術センター
- アドバイザー企業等

特許出願追加

(参考) 中小機構によるイノベーション支援「J-GoodTech (ジエグテック)」

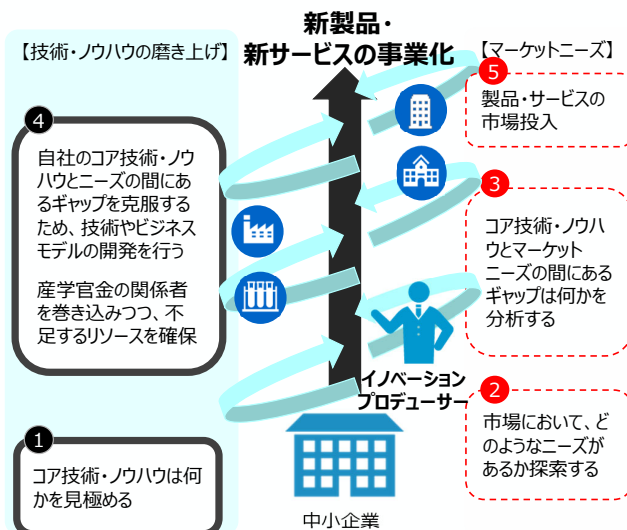
- ジエグテックは、**40,000社**が活用するビジネスマッチングのプラットフォーム
- 研究開発、国内外取引に精通する**全国の専門家70名**が、**イノベーション活動における各ステージ（初期の開発、共同開発、事業化、販路開拓、輸出・海外展開）**において、**ビジネスマッチングを支援**



ジエグテックでは、**約60,000件の企業・技術、マッチングデータ**を保有。**年間12,000件のマッチングデータ**を継続的に蓄積。新たに**AIを活用し、イノベーションの創出、事業化、販路開拓・輸出等の支援**を実施していく

(参考) イノベーション・プロデューサー実証事業について

- 中小企業に不足しがちなマーケティング視点や産学官金とのネットワークを提供しつつ、**新製品・サービスの事業化**のために必要なイノベーションの実現を支援する支援プロフェッショナルを「**イノベーション・プロデューサー**」と名付け、令和6年度から本格的に実証事業として活動を支援。令和8年1月には、実証事業を通じ得られた知見を取りまとめた「**イノベーション・プロデューサーガイドライン**」を策定。(11頁参照)。



目指すべきイノベーション・プロデューサーの姿

- ① **マーケットイン**のイノベーションを支援し、**大学等の既存技術（テック・プッシュ）を前提としない**
- ② **構想段階からイノベーションを支援**し、販路開拓・マッチングや知財・資金獲得等の個別支援ではなく、**事業化までのイノベーションプロセスに伴走**する
- ③ スタートアップに限定しない**成長指向の中小企業**への支援施策として、**中小企業経営者と異業種・アカデミア双方の専門言語を理解・翻訳**しつつネットワークに巻き込む
- ④ **既に実績を持つ支援者への支援**を通じて、**地域・業種を限定せず活動**できるようにし、**内外の幅広いネットワーク**との接続の中でイノベーションを実現する

(参考) 令和7年度イノベーション・プロデューサー

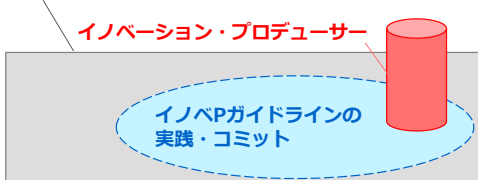
- 外部有識者による審査の結果、**イノベーション・プロデューサー（イノベP）7者、トライアル事業者4者の計11者を選定し、成長志向の中小企業約40社のマーケットインのイノベーションを支援**。また、将来イノベPとなり得る**人材育成も実施**。

イノベP	所属・役職	事業内容	マーケット
 中島 清一	大阪大学大学院 医学系研究科 特任教授	医療機器分野で培ったノウハウを形式知化し、若手医師らをイノベP候補として育成。開発した医療機器について、北米にて「アカデミックセールス」や医師ネットワークを通じたマーケット開拓を行う。	医療機器
 平井 寿敏	熊本県産業技術センター 所長 (くまもと産業支援財団との共同応募)	半導体・脱炭素分野でのイノベーション創出を支援。また、くまもと財団職員9名をOJTで育成。	半導体
 大津留 榮佐久	(一社) OSTi 代表理事 (キャンパススクエアとの共同応募)	技術マーケティング、新規事業開発を支援しつつ、データセンターの冷却路、半導体基板の開発を目指す。	半導体、産業機器
 田村 大	株式会社リ・パブリック 代表取締役	地域循環経済を目指し、空き家や地域のアセットを活用し、外国人向け中長期滞在サービスビジネスモデル開発を行う。	資源循環 (サステナビリティ)
 芳賀 啓一	(一社) 首都圏産業活性化協会 理事 事務局長	産業機械、建材、メディア製造企業などを対象に、医療、ナノマテリアル、アップサイクル分野への進出を目指す。OJTや研修にてイノベP候補を育成。	アップサイクル (未利用資源活用)
 磯部 晃一	(一社) 安全保障ビジネスイノベーション協会 代表理事 (元陸将)	宇宙、サイバー、電磁波領域等のニーズ収集・海外の動向調査、マッチングを支援。官民融合の安全保障産業の革新を図る。	安全保障
 古谷 知之	(一財) 防衛技術協会 顧問 (慶応義塾大学総合政策学部教授)	ドローン（無人機）や AI を含む、軍民両用技術分野における中小企業のイノベーション創出および防衛ビジネスへの参画を支援。	ドローン・AI等

※ トライアル事業者（計4者）：井熊 均・(株)RICH 代表取締役（素材、プラント製造）、宮本 隆史・(株)善光総合研究所 代表取締役社長（医療、福祉）、松本 毅・リンカーズ(株) Open Innovation Evangelist（製造・化学）、松本 悠嗣・(株)eiicon マネージャー（オープンイノベーション）

(参考) イノベーション・プロデューサー(イノベP)ガイドラインの概要

- イノベPとは、「**市場ニーズと企業のコア技術やノウハウから「新結合」による新たな価値を持つ新製品・サービスを構想し、事業化までプロジェクトを牽引する人材**」であり、企業と共に構成する開発チームの一員として、イノベーション創出の反復的なプロセスを主導。
- これまでのイノベPに係る実証事業を通じて得られた知見をもとに**イノベPを定義し、その支援手法や能力等を見える化する**ことにより、中小企業のイノベーションの支援者等が、**マーケットインのイノベーション支援ができる人材を目指せる**ようになるためのツールとしてガイドラインを策定。

イノベPとは	イノベーション創出のプロセス	担い手像とキャリアパス																					
<p>イノベPは、企業に対して助言を行うだけでなく、企業と構成するチームの一員として、企業のプロジェクトベースの成功に能動的に関与し、経営者とともに自らプロジェクトを牽引。</p> <p><イノベPと既存の支援者との違い(第1章)></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>既存の支援者</td> <td>イノベP</td> </tr> <tr> <td>立ち位置</td> <td>中立的な助言者</td> <td>能動的な当事者</td> </tr> <tr> <td>提供価値</td> <td>知識と分析</td> <td>構想と実行</td> </tr> <tr> <td>責任範囲</td> <td>提案</td> <td>結果</td> </tr> <tr> <td>リソース</td> <td>個人や所属組織内</td> <td>広範なネットワーク</td> </tr> </table> <p><イノベPの6つのコンピテンシー(第3章)></p> <table border="1"> <tr> <td>構想力</td> <td>マーケティング力</td> <td>熱意・牽引力</td> </tr> <tr> <td>技術的知見</td> <td>チーム構築力</td> <td>発信力</td> </tr> </table>		既存の支援者	イノベP	立ち位置	中立的な助言者	能動的な当事者	提供価値	知識と分析	構想と実行	責任範囲	提案	結果	リソース	個人や所属組織内	広範なネットワーク	構想力	マーケティング力	熱意・牽引力	技術的知見	チーム構築力	発信力	<p>イノベPは、「4つのフェーズ」と「3つのスパイラル」で整理されたイノベーション創出プロセスのうち、特にフェーズ1～2の初期段階で、深く企業と関わり、少しでも有力な事業構想に辿り着くことが重要。これらの反復的なプロセスを主導し、企業と共にサイクルを回し続けることでプロジェクトを牽引。</p> <p><イノベーション創出の4つのフェーズと3つのスパイラル(第2章)></p> 	<p>イノベPは、様々な立場から目指され得るものの、ガイドラインでは3つの出自を例に挙げ、キャリアパスイメージを提示。また、ガイドラインでは、イノベPの倫理・行動規範も提示。</p> <p>各地で既に活躍する支援者が、まずはイノベPガイドラインの内容にコミットし、より踏み込んだ支援を行い、将来的にはイノベPを目指すことを促進。</p> <p>担い手像： 既存の支援者(イノベーションや企業支援に取り組む人材) 【1】産業支援機関職員 【2】研究機関や試験機関の研究者や職員 【3】民間コンサルタント（開発経験のあるメーカーOB等）</p> 
	既存の支援者	イノベP																					
立ち位置	中立的な助言者	能動的な当事者																					
提供価値	知識と分析	構想と実行																					
責任範囲	提案	結果																					
リソース	個人や所属組織内	広範なネットワーク																					
構想力	マーケティング力	熱意・牽引力																					
技術的知見	チーム構築力	発信力																					

評価項目 1. 意義・アウトカム(社会実装)達成までの道筋

1 - 1. 本事業の位置づけ・意義（事業の概要・目的）

- 本事業は、中小企業が大学・公設試験研究機関等と連携して行う、**研究開発・試作品開発等を最大3年間支援**。
- 令和3年度まで実施していた「サポイン事業」と「サビサボ事業」を統合し、令和4年度から「Go-Tech事業」として実施。特に、民間ファンド等から出資を受ける予定がある研究開発等を重点的に支援する「出資獲得枠」を令和4年度から創設。
- 令和8年度より、「出資獲得枠」を改編し、「**大型研究開発枠**」とし、**研究開発に意欲的であり、かつ大型研究開発投資に対して一定の見通しが立っている中小企業について、通常よりも大きな支援を実施することで、成長意欲のある中小企業の研究開発の継続・加速を後押しすることとした。**
- 本事業は、「**中小企業の特定制のづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針**」（14、15頁参照）に基づき、特定制のづくり基盤技術（情報処理、精密加工、立体造形等の12技術分野）及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する**研究開発や試作品開発等の取組を支援**し、中小企業のものづくり基盤技術及びサービスの高度化を通じて、**イノベーションによる我が国製造業及びサービス業の国際競争力の強化を図ることを目的**としている。

	通常枠	大型研究開発枠 ※令和4年度に創設した「出資獲得枠」について令和8年度より改編
対象者	中小企業者等、大学・公設試等	
申請要件	① 今後求められる技術の方向性や具体的な開発手法の情報を整理した「中小企業の特定制のづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」を踏まえた研究開発であること ② 補助事業期間終了後5年以内に事業化達成する計画であること ③ 大学・公設試等を含む共同体を構築していること	① 今後求められる技術の方向性や具体的な開発手法の情報を整理した「中小企業の特定制のづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」を踏まえた研究開発であること ② 補助事業期間終了後5年以内に事業化達成する計画であること ③ 大学・公設試等を含む共同体を構築していること ④ 主たる研究等実施機関について、直近3か年連続して研究開発を行っており、かつ、そのうち研究開発費を年間1億円以上投じていた年度があること。
補助上限	・単年度：4,500万円以下 ・3年間合計：9,750万円以下	・単年度：1億円以下 ・3年間合計：3億円以下
補助率	中小企業者等：2/3以内、大学・公設試等：定額 ※課税所得15億円超中小企業等は1/2以内	
対象経費	人件費・謝金、機械装置等の設備備品費、消耗品費、委託費等	
令和8年度公募	公募期間：令和8年2月16日(月)～令和8年4月17日(金) 採択予定件数：通常枠120件程度、大型研究開発枠5件程度	

(参考) 中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針①

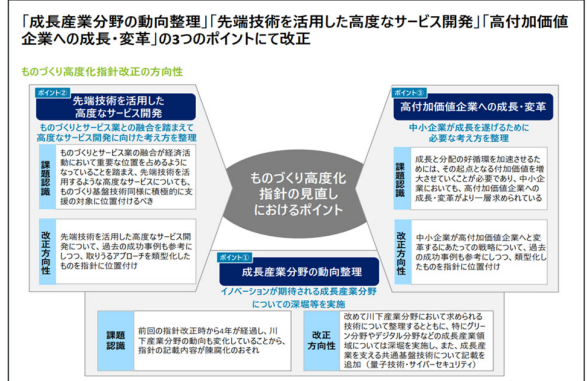
- 本事業は、「**中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針**」に基づき、特定ものづくり基盤技術及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組を支援。

- 中小企業等の経営強化に関する基本方針第3第4項第1号の規定に基づき、我が国製造業の国際競争力を支えるものづくり基盤技術の高度化及び我が国経済の大部分を占めるサービス業の労働生産性の向上の観点から、研究開発に取り組む中小企業が参考とするために、今後社会に求められる技術の方向性及び具体的な開発手法の情報（中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針）、ものづくり基盤技術やサービスの高度化を通じて中小企業が高付加価値企業へ成長・変革するための考え方が提示されている。
- 本指針では、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出に特に資する特定ものづくり基盤技術ごとに、市場における川下製造業者等の課題やニーズへの対応、新たな市場獲得に向けた高度化の目標、さらにその高度化の目標を達成するために必要な研究開発の方向性を体系的に整理している。また、事業者が効率的、効果的に技術開発を実施することができるよう、技術別に川下製造業者等や研究機関との連携の重要性や、環境負荷抑制等に関する事項についても対象とし、さらに、人材確保・育成、技術・技能の継承、取引慣行の在り方等、特定ものづくり基盤技術の高度化に深く関係する環境整備的な側面についても整理を行っている。

外部環境の変化及び社会的影響等を踏まえた指針改正の経緯

- 平成18年6月20日 策定（17技術）
- 平成19年2月13日 粉末冶金に係る技術、溶接に係る技術を追加（19技術）
- 平成20年2月15日 溶射に係る技術を追加（20技術）
- 平成21年2月13日 9技術を改正
（組込みソフトウェアに係る技術、金型に係る技術、電子部品・デバイスの実装に係る技術、プラスチック成形加工に係る技術、粉末冶金に係る技術、鍛造に係る技術、鍛造に係る技術、金属プレス加工に係る技術、熱処理に係る技術）
- 平成24年4月12日 全20技術を改正し、4技術の名称を変更
（溶射・蒸着に係る技術、部材の締結に係る技術、繊維加工に係る技術、真空に係る技術）
冷凍空調に係る技術、塗装に係る技術を追加（22技術）
- 平成26年2月10日 全技術を本格的に改正（11技術）
（情報処理に係る技術、精密加工に係る技術、製造環境に係る技術、接合・実装に係る技術、立体造形に係る技術、表面処理に係る技術、機械制御に係る技術、複合・新機能材料に係る技術、材料製造プロセスに係る技術、バイオに係る技術、測定計測に係る技術）
- 平成27年2月9日 デザイン開発に係る技術を追加（12技術）
- 平成30年3月9日 全12技術を改正（12技術）
- 令和2年12月24日 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の廃止に伴う改訂
- 令和4年2月18日 全12技術の改正並びに先端技術を活用した高度なサービス開発に関する事項及び高付加価値企業への成長・変革に関する事項の追加
- 令和8年2月3日 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の改正に伴う改訂

令和3年度改正の改正概要（令和4年2月18日）



(参考) 中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針②

- 「**中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針**」の概要は以下の通り。

特定ものづくり基盤技術に関する事項

概要	■ 「中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針（ものづくり高度化指針）」は製造業の国際競争力を支える特定ものづくり基盤技術の高度化の観点から、研究開発に取り組む中小企業が参考とできるように今後社会で求められる技術の方向性及び具体的な開発手法の情報を提示
基盤技術名称	技術の概要
デザイン開発技術	製品の審美性、ユーザーが求める価値、使用によって得られる新たな経験の実現・経験の質的な向上等を追求することにより、製品自体の優位性のみならず、製品と人、製品と社会との相互作用的な関わりも含めた価値創造に繋がる総合的な設計技術
情報処理技術	IT（情報技術）を活用することで製品や製造プロセスの機能や制御を実現する情報処理技術。製造プロセスにおける生産性、品質やコスト等の競争力向上にも資する。
精密加工技術	金属等の材料に対して機械加工・塑性加工等を実施することで精密な形状を生成する精密加工技術。製品や製品を構成する部品を直接加工するほか、部品を所定の形状に加工するための精密な工具や金型を製造する際にも利用される。
製造環境技術	製造・流通等の現場の環境（温度、湿度、圧力、清浄度等）を制御・調整するものづくり環境調整技術
接合・実装技術	相変化、化学変化、塑性・弾性変形等により多様な素材・部品を接合・実装することで、力学特性、電気特性、光学特性、熱伝達特性、耐環境特性等の機能を顕現する接合・実装技術
立体造形技術	自由度が高い任意の立体形状を造形する立体造形技術。（ただし、（3）精密加工技術に含まれるものを除く。）
表面処理技術	バルク（単独組織の部材）では持ち得ない高度な機能性を基材に付加するための機能性界面・被覆膜形成技術。
機械制御技術	力学的動きを司る機構により動的特性を制御する動的機構技術。動力利用の効率化や位置決め精度・速度の向上、振動・騒音の抑制等を達成するために利用される。
複合・新機能材料技術	部材材の生成等に際し、新たな原材料の開発、特性の異なる複数の原材料の組合せ等により、強度、剛性、耐磨耗性、耐食性、軽量等の物理特性や耐熱性、電気特性、化学特性等の特性を向上する又は従来にない新しい機能を顕現する複合・新機能材料技術。
材料製造プロセス技術	目的物である化学素材、金属・セラミクス素材、繊維素材及びそれらの複合素材の収量効率化や品質劣化回避による素材の品質向上、環境負荷・エネルギー消費の低減等のために、反応条件の制御、不要物の分解・除去、断熱等による熱効率の向上等を達成する材料製造プロセス技術
バイオ技術	微生物を含む多様な生物の持つ機能を解明・高度化することにより、医薬品、エネルギー、食品、化学品等の製造、それらの評価・解析等の効率化及び高性能化を実現するバイオ技術。
測定計測技術	適切な測定計測や信頼性の高い検査・評価等を実現するため、ニーズに応じたデータを取得する測定計測技術

先端技術を活用した高度なサービス開発に関する事項

第4次産業革命の進展により、ものづくりとAI、IoT等の先端技術を活用した高度なサービス開発の融合の重要性が高まっていることを踏まえて、先端技術を活用した高度なサービス開発についての考え方や方針について整理したものを。

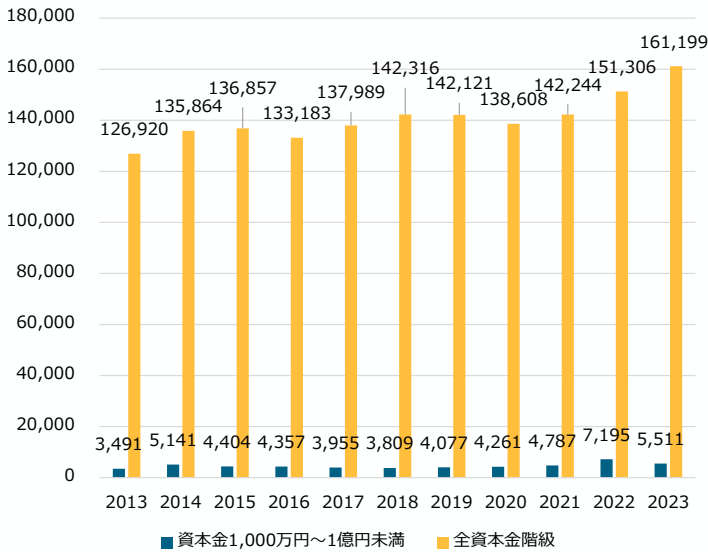
高付加価値企業への成長・変革に関する事項

研究開発により磨き上げた技術を用いて高付加価値製品の製造等を通じて下請け構造を脱却し、成長を遂げるために必要な考え方や方針について整理したものを。

1-1. 本事業の位置づけ・意義（中小企業によるイノベーション創出に向けた課題①）

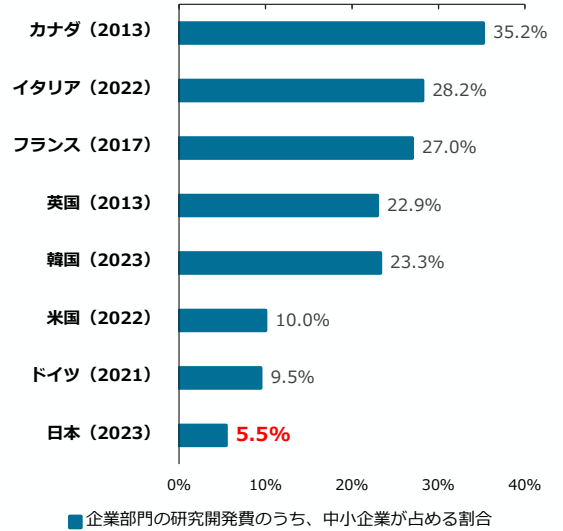
- 日本における企業部門の研究開発支出の大部分は大企業であり、**中小企業が占める割合は諸外国に比べて低い。**

日本における企業部門の研究開発支出推移



(出典) 総務省「科学技術研究調査」を基に中小企業庁作成

企業部門の研究開発費のうち中小企業が占める割合



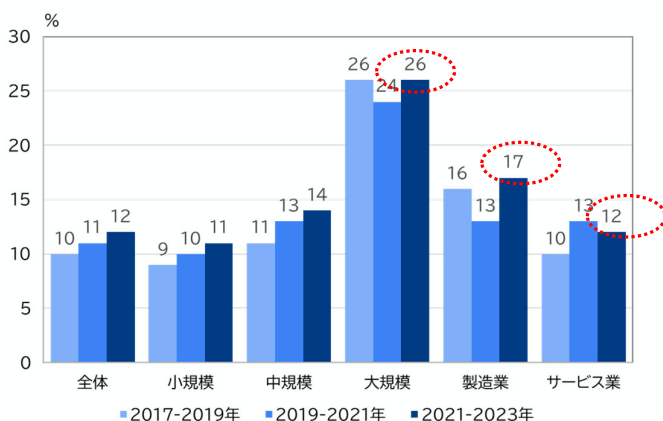
(出典) OECD Business enterprise R&D expenditure by size class and by source of funds を基に中小企業庁作成

1-1. 本事業の位置づけ・意義（中小企業によるイノベーション創出に向けた課題②）

- 中小企業は大企業に比してプロダクト・イノベーションの実現率が低く、実現した者も他社技術の転用や他社の開発を活用による企業が多い。中小企業のイノベーションの実現に向けては、自社の研究開発機能の底上げ、または共同研究の推進が重要。**

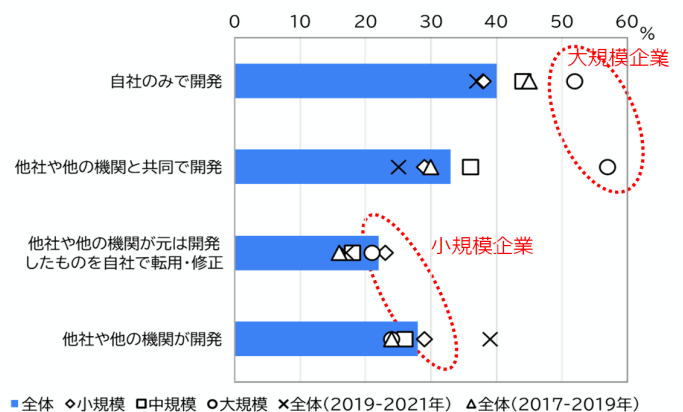
- 小規模企業は自社以外の組織でのプロダクト・イノベーション開発の傾向あり。
- プロダクト・イノベーション実現企業率は大規模企業が他と比較して圧倒的に高い。
- プロダクト・イノベーションの開発組織別では、企業規模が大きくなると「他社や他の機関と共同で開発」「自社のみで開発」が多く見られ、小規模企業では「他社や他の機関と共同で開発したものを自社で転用・修正」「他社や他の機関が開発」が挙げられている。

プロダクト・イノベーション実現企業率 | 全企業に対する割合



出展：令和7年度中小企業庁委託 中小企業の研究開発費や産学官連携等のあり方に関する調査

プロダクト・イノベーションの開発組織 | 全プロダクト・イノベーション実現企業に対する割合



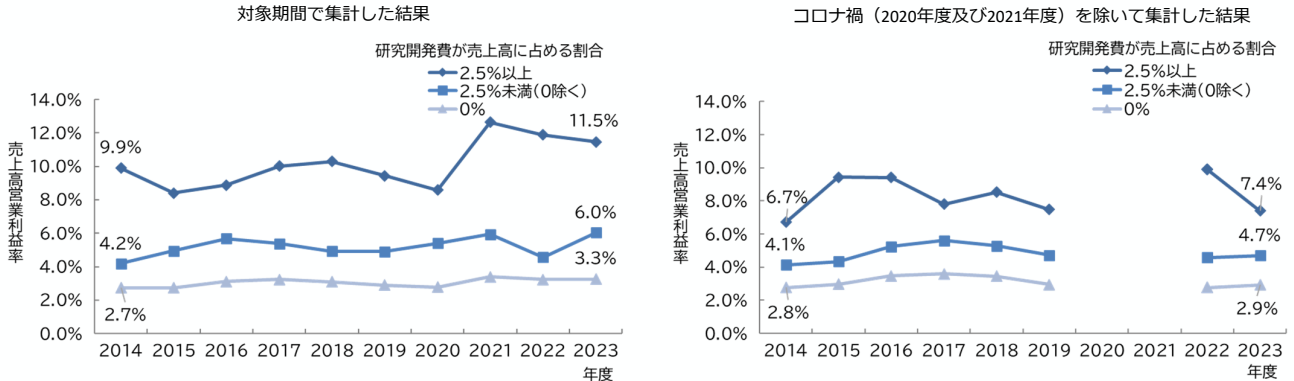
■全体 ◊小規模 □中規模 ○大規模 ×全体(2019-2021年) ▲全体(2017-2019年)

(株)三菱総合研究所

1-1. 本事業の位置づけ・意義（中小企業によるイノベーション創出に向けた課題③）

- 中小製造業における研究開発費が売上高に占める割合と営業利益率の推移についてみると、**研究開発費が売上高に占める割合が高い企業ほど、営業利益率も高い傾向にあり、中小企業の持続的な成長には研究開発の実施が一つの重要な要素と考えられる。**

中小製造業における研究開発費が売上高に占める割合と営業利益率の推移



出典：令和7年度中小企業庁委託 中小企業の研究開発費や産学官連携等のあり方に関する調査 ㈱三菱総合研究所
 注1) 中小製造業（資本金≦3億円、従業員数≦300人、業種分類番号=製造業のバネル企業を対象に、研究開発費比率区分別の売上高営業利益率（売上高加重平均）を年度別に算出。
 注2) 以下を全て満たす企業を集計対象としている。
 1. 対象年全てで回答（2015-2024）、右図は2020年と2021年を除いて集計。
 2. 対象年全てで中小製造業（資本金≦3億円、従業員数≦300人、製造業コードの企業を対象に集計）
 3. 対象年全てで研究開発費比率区分が同一（0%、2.5%未満(0除く)、2.5%以上）
 注3) それぞれ以下の計算により集計を実施。
 研究開発費（百万円）= 自社研究開発費+委託研究開発費
 研究開発費比率 = 研究開発費 / 売上高
 営業利益（百万円）= 売上高 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費
 売上高営業利益率（%）= 合計営業利益 / 合計売上高

1-1. 本事業の位置づけ・意義（目指す将来像、政策的な位置づけ）

●目指す将来像

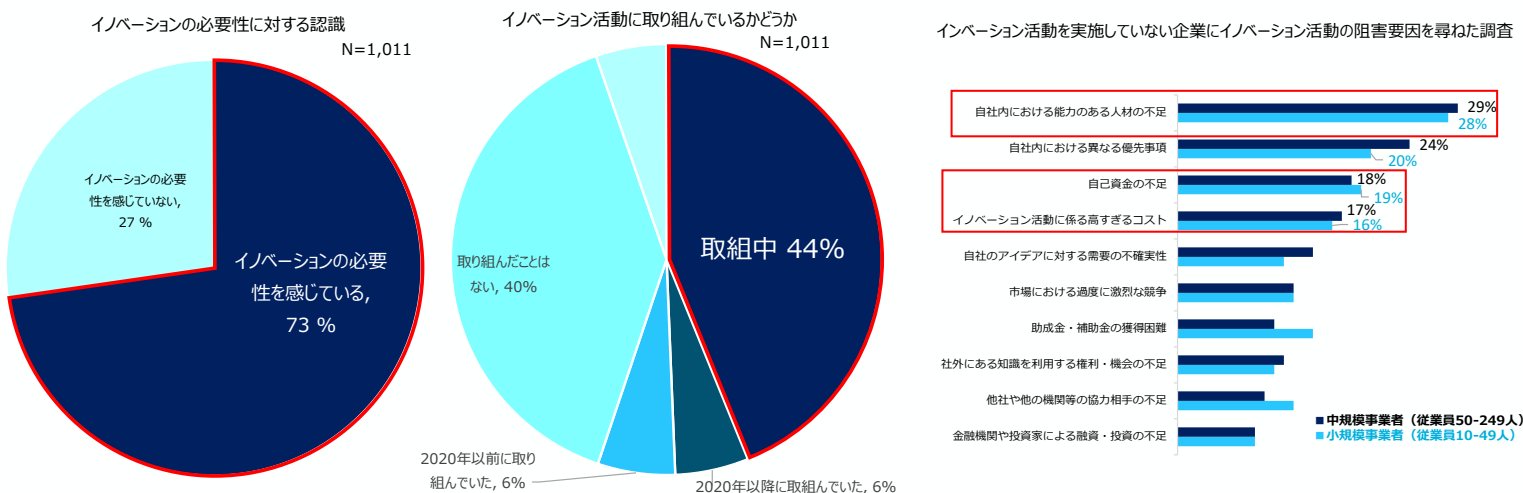
- 中小企業が大企業との受託取引にかかる関係を脱却し、中小企業自らの創意工夫によりイノベーション活動を行い、価値のある新製品・サービスを生み出し、顧客を開拓・拡大し、持続的に成長することで、**我が国産業の活性化、競争力強化に繋がることが理想。**
- また、**中小企業、大企業、大学・公設試等のプレイヤーの垣根を超え、人材・技術が流動化した形で、中小企業によるイノベーションの創出が各地で活発に行われるエコシステムが形成されていることが望ましい。**
- また、中小企業が、最新の技術動向・市場動向を踏まえた広範なソースから、**将来を見据えた市場ニーズを見極め、自社のコア技術・ノウハウなどの強みを発揮できる部分を見つけ、新製品・新サービス構想をし、既存事業の周辺に留まらない新分野に進出することで、新たな付加価値を生み出すことができることが理想。**

●政策的な位置づけ

- 「中小企業の特定期間のづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」では、今後社会に求められる技術の方向性等が示されており、そのような社会的意義のある技術分野における技術開発支援を通じて、社会課題の解決を図ることとしている。
- 資金不足・人材不足に課題を感じている中小企業等に対して補助金で支援をすることにより、**中小企業単独では実施が困難である研究開発を実施することができる。**これにより、**中小企業自らイノベーション活動を実施することが可能となり、価値のある新製品・サービスを生み出し、我が国の産業の活性化・競争力強化を見込むことができる。**
- また、**本事業は中小企業単独では申請ができず、大学や公設試等と連携し、共同体を構成した上で、研究開発計画を作成・申請をする必要がある。**本事業への申請により、**中小企業、大企業、大学・公設試等のプレイヤーの垣根を超え人材・技術が流動化した形でのオープンイノベーションが見込むことができる。**
- さらに、本事業への申請をきっかけにしてつくられた共同体内や共同体から派生した連携先との活動は本事業終了後も継続して行われており、**本事業は中小企業の持続的なイノベーション創出のためのエコシステム形成の一翼を担っている。**
- 加えて、Go-Tech事業を通じた自社内の研究開発機能の向上、研究開発人材の育成、異業種との交流、人脈構築等による販路・商圏の拡大、銀行・金融業に対する信頼度の向上、自社ブランドの確立といった正の波及効果も存在する。**（37頁参照）**

1-1. 本事業の位置づけ・意義（国が実施する意義）

- 2023年に行った中小企業庁の委託調査によると、**イノベーションの必要性を感じている中小企業は7割を超えるにも関わらず、実際に取組んでいる企業は44%に留まっており、必要性は感じていても取り組めていない企業が少なくない。**2020年に実施した全国イノベーション調査によれば、**イノベーション実施のために必要なリソースの不足としては、「能力のある人材の不足」が30%、「自己資金の不足」が20%と上位を占めている。**
- 技術力があるにも関わらず、人材面や資金面での課題を抱える中小企業に対し、資金面での政府支援を行うことにより、企業の研究開発の取組みを推進するのみならず、本事業では大学・公設試との共同体形成を求めるところ、補助事業を通じたオープンイノベーションの経験及びエコシステムの形成により、中小企業の更なる付加価値の向上が期待される。こうした**研究開発志向の企業の支援を通じ、我が国産業の活性化・競争力強化を図っていく。**

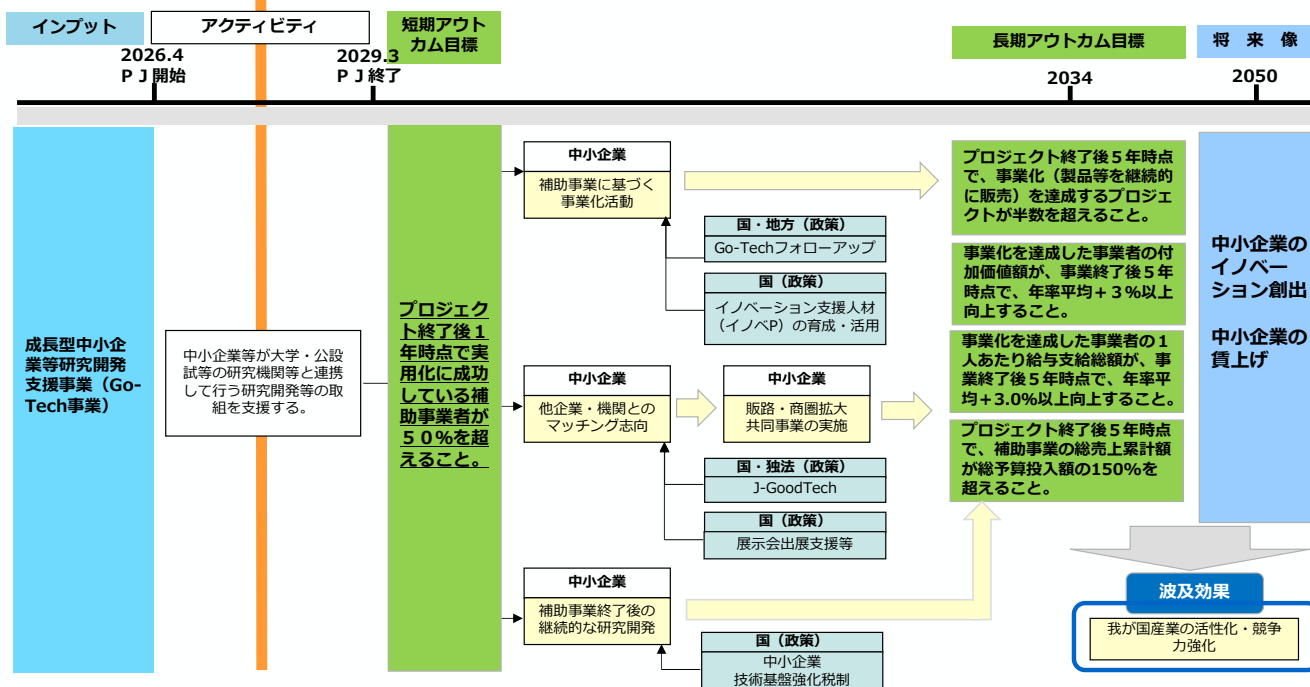


出展：中小企業庁委託「中小企業のイノベーションの現状に関する調査」(2023年、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))

出典：文部科学省科学技術・学術政策研究所「全国イノベーション調査2020年調査統計報告」

1-2. アウトカム達成までの道筋（ロードマップ）

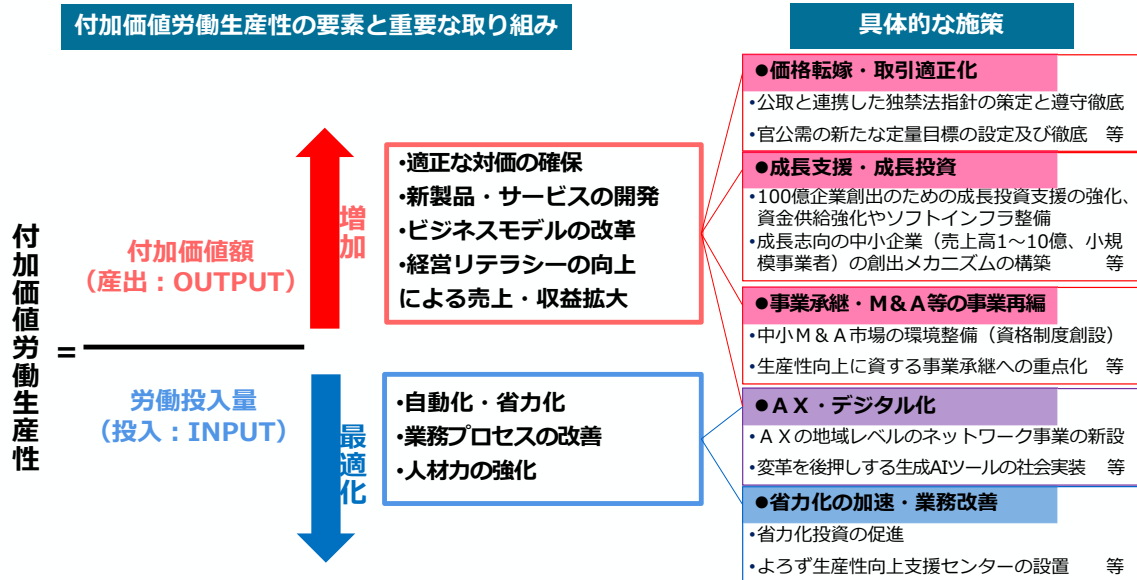
アウトプット目標
中小企業等が産学官連携して行う、研究開発等への支援実施件数および、A機関、B機関が事業管理機関として参画している事業割合



(参考) 中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けて

政労使の意見交換（2026年3月23日）
経済産業大臣提出資料

- 中堅・中小企業の稼ぐ力を高めるためには「一人当たりの付加価値額（付加価値労働生産性）」の向上が必要であり、**付加価値額を増加させつつ、労働投入量を最適化**することが重要。
- 中堅・中小企業を取り巻く経営環境は大きく変化している中でも、変化に挑む企業への積極的な支援を通じて「稼ぐ力」の強化をはかり、これにより賃上げの好循環を実現していく。
- このため、政策を総動員し、**中小企業の付加価値労働生産性の成長率の目標を「5年で15%向上」とし、2040年名目GDP1000兆円に貢献**。



22

評価項目 1

1-3. 知的財産戦略①

- 本事業は補助事業のため、**知的財産等は当該事業者に帰属**することとしている。

<令和8年度成長型中小企業等研究開発支援事業 公募要領>

8. 財産権の帰属等

(1) 研究開発成果の帰属

○本事業により取得した財産及び特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は当該機関に帰属します（国に帰属することはありません）。（知財の活用等については【参考8】参照）。

(2) 研究開発成果の活用

○本事業の目的に鑑み、研究成果については、日本国内での活用を優先してください。

※日本国内で製造等を行い国外に輸出、販売する場合は、「日本国内での活用」に含みます。

(3) 事業成果の公開

○国は、本事業の研究成果について、ホームページその他の方法で公表し、積極的な普及活動を行いますので、事業成果に関する情報提供等に協力いただく必要があります。

(4) 成果普及への協力

○本事業終了後、事業の成果について、国が開催する成果発表会等で発表していただくことがあります。

○研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動に積極的にご協力ください。

23

1-3. 知的財産戦略②

- 本事業は、**事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発等を支援するもの**であり、本事業の公募に当たっては、申請者に対して、**「知財戦略」**の記載を求めている。
- また、本事業の審査基準において、下記について審査することとしており、技術開発および事業化の双方の面において、知財戦略を重視している。
 - **研究開発対象の技術が、新規性、独創性又は革新性を有し、知財戦略を踏まえた技術開発であること。**
 - **事業化計画が、具体的かつ妥当な内容であること。その観点の1つに知財戦略がある。**

<令和8年度成長型中小企業等研究開発支援事業 申請書>
【知財戦略】
自由記載だが、以下の問いに回答できるような内容を記載すること。

- 自社が持つ技術やノウハウが、もし競合他社や新規参入企業に真似された場合、どのようなリスクや影響があるか。
- 研究開発の成果（技術、製品デザイン、商標・ブランド名など）を、どのように保護・権利化しようとするか。
- 研究開発の成果に関して、共同体や外部パートナーとの契約・権利共有は想定されているか。想定している場合、どのように知的財産の帰属や利用を管理するか。
- 他社（競合・異業種含む）が保有する特許・商標・意匠などを調査・把握する計画はあるか。
- 取得・保護した知財を、今後どのように事業戦略や収益化に結びつけたいか。

<令和8年度成長型中小企業等研究開発支援事業 公募要領>
別表2. 審査基準
I. 技術面からの審査項目
① 技術の新規性、独創性及び革新性
研究開発対象の技術が、新規性、独創性又は革新性を有すること。また、**知財戦略を踏まえた技術開発であること。**
※新規性とは……本邦初でなくても、技術の組み合わせや創意工夫、プロセスの改善なども含む。

II. 事業化面からの審査項目
② 事業化計画の妥当性
事業化計画が、下記の点を踏まえた具体的、かつ、妥当な内容になっているか。

• 想定する国内、海外市場（現状、今後の動向）	• 川下製造業者等（顧客）ニーズ
• 販売促進戦略	• 知財戦略
• 販売先、川下製造業者等の事業化の体制	• 事業化への実現性

また、以下の支援やガイドライン・契約書のひな形があることが公募要領に記載されている。

【参考8】 INPIT 知財総合支援窓口による支援 [知財総合支援窓口 知財ポータル（中小企業を無料で支援します）](#)

1-3. 知的財産戦略③

- 令和8年2月に整理された**「知的経営ネットワークの更なる強化に向けたアクションプラン」**（特許庁、中小企業庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、日本商工会議所）において、中小企業庁及び関係機関は、100億宣言企業や**Go-Tech 事業採択企業など、知財の創造・取得・活用ポテンシャルが高い中小企業等の情報を特許庁や INPIT に提供することとなり、知的経営支援の強化・充実化にも取り組んでいく。**

<知財経営支援ネットワークの更なる強化に向けたアクションプラン>
(3) 成長志向の中小企業等に対する知財支援強化
<今後の具体的な取組>

- 中小企業庁及び関係機関は、100億宣言企業や **Go-Tech 事業採択企業など、知財の創造・取得・活用ポテンシャルが高い中小企業等の情報を特許庁や INPIT に提供します。**
- INPIT は、提供を受けた情報を参考にしつつ、INPIT 知財総合支援窓口等による訪問を行います。その際、円滑な支援につながるために、商工会議所や経済産業局、中小企業庁関係機関等と連携して訪問します。
- **特許庁及び INPIT は、訪問した中で知財支援ニーズのある中小企業等に対して、日本弁理士会及び経済産業局とともに知財面での伴走支援等を提供します。また、知財面での伴走支援等を進める中で把握した情報を踏まえて、施策の見直し・検討を積極的に行います。**

参考URL：[chizai-keiei-shien-network.pdf](#)

1-3. 標準化戦略

- 研究開発成果の社会実装を進めるにあたって、**戦略的な標準の活用は有効な手段の一つ**である。
- 本事業では、公募要領（以下のとおり）においても**研究開発成果の標準化による事業拡大、市場創造等の支援について周知しており、標準化戦略の策定を促している。**
- さらに、知財と標準化を一体的に活用したオープン＆クローズ戦略について、令和8年度採択事業者に対して周知を実施予定。

<令和8年度成長型中小企業等研究開発支援事業 公募要領>

【参考9】研究開発内容の標準化活用支援

標準化は、新しい技術や優れた製品を速やかに普及させる等ビジネスを優位に勝ち抜くためのツールであり、事業戦略にも活用できるものです。標準化による客観的な証明などを通じ、市場を創造・拡大したい等希望がある場合には、専門家による無料相談を実施していますので各経済産業局、パートナー機関（URL①）もしくは以下日本規格協会（URL②）にお問い合わせください。

参考URL：

①標準化活用支援パートナーシップ制度について（経済産業省HP）

[標準化活用支援パートナーシップ制度（METI/経済産業省）](#)

②日本規格協会（総合標準化相談室：標準化アドバイザー）との面談・相談（日本規格協会HP）

https://webdesk.isa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/iso_partner/

令和8年度公募採択事業者に対して、知財と標準化を一体的に活用したオープン＆クローズ戦略に関する経済産業省ホームページについて、地方経済産業局経由で周知を実施予定。

参考URL：オープン＆クローズ戦略について（経済産業省HP）：<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/sesaku/open-close/index.html>

26

評価項目 2. 目標及び達成状況

27

2-1. アウトカム目標及び達成見込み

アウトカム指標		アウトカム目標	達成見込み
短期目標 2029年度	・最終年のプロジェクト達成度の平均値 ➢ なお、令和8年度より、「プロジェクト終了後の事業化の進捗度」に変更。	・個々のプロジェクトに関する最終年の達成度の平均値が50%を超えること ➢ なお、令和8年度より、「プロジェクト終了後1年時点で実用化に成功している補助事業者が50%を超えること」に変更。	・過去のフォローアップ調査の結果から、従来の目標については達成見込みあり。 (30頁参照)
長期目標 2034年度	① 事業化（製品等を継続的に販売）割合 ② 事業化を達成した事業者の付加価値額の伸び率（年率平均） ③ 事業化を達成した事業者の給与支給総額の伸び率（年率平均） ④ 補助事業の総売上累計額/総予算投入額	① プロジェクト終了後5年時点で、事業化（製品等を継続的に販売）を達成するプロジェクトが半数を超えること ② 事業化を達成した事業者の付加価値額が、プロジェクト終了後5年時点で、年率平均+3%以上向上すること ③ 事業化を達成した事業者の給与支給総額が、プロジェクト終了後5年時点で、年率平均+1.5%以上向上すること ➢ なお、令和8年度より、③について、「事業化を達成した事業者の1人あたり給与支給総額が、プロジェクト終了後5年時点で、年率平均+3.0%以上向上すること」に変更。 ④ プロジェクト終了後5年時点で、補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%を超えること	① フォローアップ調査の結果より事業化率は概ね50%で推移している。 (31頁参照) が、中小企業庁として、事業化支援（イノベーション支援人材の育成・活用、J-GoodTechとの連携等） (7～11頁参照) の取組に力を入れており、達成見込みあり。 ②③ 令和2年度から設定された目標であり、プロジェクト終了後5年がまだ到来していないため、今回の中間評価では対象外。 ④ フォローアップ調査の結果より総売上累計額/総予算投入額は目標より低い結果で推移している。 (33頁参照) が、中小企業庁として、事業化支援（イノベーション支援人材の育成・活用、J-GoodTechとの連携等） (7～11頁参照) の取組に力を入れており、達成見込みあり。
<p>(設定理由・根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期目標については、これまで「個々のプロジェクトに関する最終年の達成度の平均値が50%を超えること」としていたところ、令和8年度より、「プロジェクト終了後1年時点で実用化に成功している補助事業者が50%を超えること」に変更する。詳細は次ページ参照。 長期目標①については、補助事業期間の終了後5年以内をめどとした事業化の達成が目的であるところ、最終目的の達成に向けた価値指標として、半数の事業者の事業化達成を長期目標として設定。 長期目標②③については、①の事業化が達成されることで、売上高の増加が見込まれ、その結果企業の成長につながることを期待されるため、プロジェクト終了後5年時点で、事業化を達成した事業者の付加価値額年率平均+3%以上向上及び給与支給総額年率平均+1.5%以上向上を長期目標として設定。 ➢ なお、長期目標③については、令和8年度より、従業員一人一人の賃上げにコミットすることを求めることとして、「事業化を達成した事業者の1人あたり給与支給総額が、プロジェクト終了後5年時点で、年率平均+3.0%以上向上すること」に変更。 長期目標④については、補助事業期間の終了後5年以内をめどとした事業化の達成が目的であるところ、具体的に事業化の進展を確認する項目として、投入額を大幅に上回る売上げを実現していることを目標として、投入額を上回る150%を長期目標として設定。 <p>(計測方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業化状況報告書やフォローアップ調査による確認。 			
費用対効果			
<ul style="list-style-type: none"> 費用対効果については、上記のアウトカム長期目標④における補助事業の総売上累計額/総予算投入額（プロジェクト終了後5年時点）の試算によって示す。 			

28

2-1. 短期アウトカム目標の変更について

- 従来の短期アウトカム目標である「プロジェクト達成度」は、年に一度実施しているフォローアップ調査において、申請時の計画と事業計画終了時点の研究開発の達成状況を比較し、回答を求めているものであった。他方で、長期アウトカム目標としてプロジェクト終了後5年時点での「事業化状況」を設定しているところ、**短期アウトカム目標は研究開発の達成状況のみならず、長期アウトカム目標にコミットするものであることが必要と考えられる。**
- そこで、プロジェクトの達成状況も含めて、**プロジェクト終了後1年時点での事業化の進捗度**を以て評価することとしたい。具体的には、補助事業者全体のうち、研究開発成果の**実用化に成功した補助事業者の割合**で評価することとし、事業化の進捗度が「**D：実用化に成功し事業化に向けて取り組み中**」以上である補助事業者の割合を以て短期アウトカム目標を設定する。具体的な目標値は、研究開発が必ずしも事業化につながるものではないことを前提として、過去実績を踏まえて**50%**とする。

旧：個々のプロジェクトに関する最終年の達成度の平均値が50%を超えること
 新：**プロジェクト終了後1年時点で実用化に成功している補助事業者が50%を超えること**

過年度のFU調査における回答状況
 (※) 回答時点でプロジェクト終了後1年時点の回答が対象

調査年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
回答件数	73	100	135	122
事業化進捗度がD以上の件数	36	42	72	53
事業化進捗度がD以上の割合	49.3%	42.0%	53.3%	43.4%

段階	具体的な進捗度
A	事業化に成功し継続的な取引が行われている
B	事業化に成功
C	実用化に成功し事業化間近
D	実用化に成功し事業化に向けて取り組み中
E	実用化間近
F	研究実施中
G	研究中止または停滞中

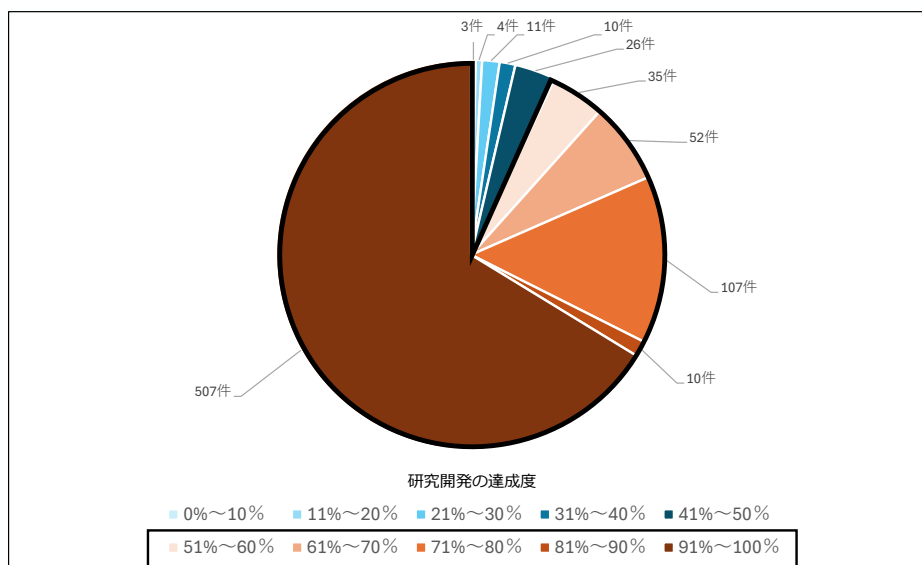
↑ 事業化の可能性が高いと評価

29

2-1. アウトカム目標及び達成見込み

(旧短期目標：個々のプロジェクトに関する最終年の達成度の平均値が50%を超えること)

- 短期目標である「個々のプロジェクトに関する最終年の達成度の平均値が50%を超えること。」について、結果を以下に示す（令和7年度フォローアップ調査より）。
- 事業終了時点の研究開発の達成度について、**50%を超えている（51%以上）と回答しているプロジェクトは711件/765件**である。また、**事業終了時点の研究開発の達成度の平均値は88%となっており、目標値の50%を大幅に超えている。**

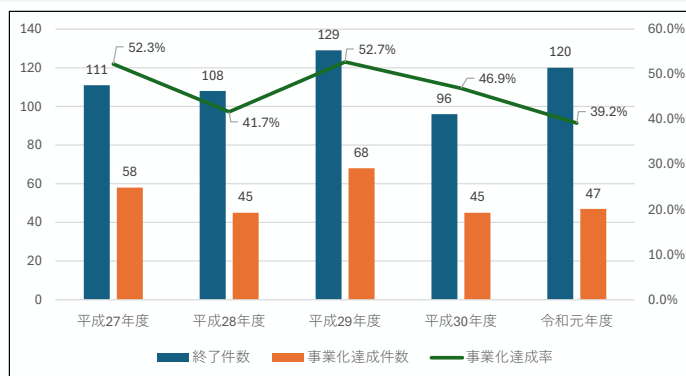


※令和7年度フォローアップ調査（事業管理機関）（n=765）の結果から集計。
 ※「研究開発の達成度（事業終了時点）」に対する回答。

2-1. アウトカム目標及び達成見込み

長期目標①：プロジェクト終了後5年時点で、事業化（製品等を継続的に販売）を達成するプロジェクトが半数を超えること

- プロジェクト終了後5年以上経過しているプロジェクトは、令和元年度終了以前のものである。これらのプロジェクトのプロジェクト終了後5年時点の事業化達成率を終了年度別に以下に示す。（令和3～7年度フォローアップ調査。）
- **プロジェクト終了後5年時点の事業化達成率は、平成27年度終了のプロジェクトでは52.3%、平成28年度終了のプロジェクトでは41.7%、平成29年度終了のプロジェクトでは52.7%、平成30年度終了のプロジェクトでは46.9%、令和元年度終了のプロジェクトでは39.2%**であった。
- 事業化率は概ね50%で推移しているが、中小企業庁として、**事業化支援（イノベーション支援人材の育成・活用、J-GoodTechとの連携等）（7～11頁参照）の取組に力を入れているところ、本アウトカムを達成できるよう引き続き取組を加速していく。**



フォローアップ調査において、事業化とは「試作品、製品の販売、加工等請負等、当該研究の成果による売上有る場合」と定義している。前回（令和5年度）中間評価で報告した際は、フォローアップ調査で「事業化に成功し、継続的な取引が続いている」、「事業化に成功」のいずれかを回答した案件について、事業化達成件数にカウントしていたが、フォローアップ調査における事業化の定義を鑑み、今回より集計方法を変更している。今回（令和8年度）中間報告では、フォローアップ調査で「事業化に成功し、継続的な取引が続いている」、「事業化に成功」のいずれかを回答した案件に加えて、本事業の成果を活用して、「何らかの製品・部品として販売、ライセンス等または加工等請負をする場合の売上」や「加工等請負の場合の当該加工製品の売上」が計上されている案件も事業化達成件数にカウントしている。

(参考) 事業化に至っていない案件の要因分析

- プロジェクト終了後5年時点の事業化達成率は、前ページで示す通り。
- 事業化に至っていない要因としては、下記の通り（令和3～7年度フォローアップ調査より）。**技術力、資金力、マーケット調査力などが上位**となっている。

事業化に至っていない要因

単位：件

	平成27年度 終了案件 (事業化率52.3%)	平成28年度 終了案件 (事業化率41.7%)	平成29年度 終了案件 (事業化率52.7%)	平成30年度 終了案件 (事業化率46.9%)	令和元年度 終了案件 (事業化率39.2%)	合計
技術力	27	33	23	24	32	139
資金力	19	14	13	18	16	80
マーケット調査力	14	16	13	12	17	72
販売力	12	10	14	13	20	69
事業マネジメント力	10	9	17	9	13	58
川下企業との連携	10	14	14	7	11	56
研究開発マネジメント力	5	13	10	10	10	48
ネットワーク力 (人材交流・連携等)	6	6	6	9	8	35
設備・機器水準	5	7	4	6	11	33
その他	7	5	9	6	6	33
共同体メンバーとの連携	—	—	0	2	3	5

※令和3年度～令和7年度フォローアップ調査の結果から集計。

※「事業化に至っていない要因として考えられるものを3つまで選択ください。」という問いに対する回答。

2-1. アウトカム目標及び達成見込み

長期目標④：プロジェクト終了後5年時点で、補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%を超えること

- プロジェクト終了後5年時点の補助事業の総売上累計額を以下に示す。（令和3～7年度フォローアップ調査。）
- 総売上累計額／研究開発費（%）は、平成30年度終了のプロジェクトでは103%、令和元年度終了のプロジェクトでは84%となり、対象年度やプロジェクトによって、成果が分かるとともに、アウトカム目標の150%を超えることに比して、低い結果となった。
- 総売上累計額／総予算投入額は改善傾向にはあるものの、目標よりも低い結果で推移している。**中小企業庁として、事業化支援（イノベーション支援人材の育成・活用、J-GoodTechとの連携等）（7～11頁参照）の取組に力を入れているところ、本アウトカムを達成できるよう引き続き取組を加速していく。**

終了年度	対象件数	総予算投入額 (億円)	総売上累計額 (億円)	総売上累計額／ 総予算投入額 (%)	備考	【参考】 プロジェクト 終了後5年時点の 事業化達成率 (%)
H27年度	112	77	48	62	前回（令和5年度） の中間評価で報告	52.3
H28年度	108	85	76	89		41.7
H29年度	129	116	72	62		52.7
H30年度	96	86	89	103	今回（令和8年度） の中間評価で報告	46.9
R元年度	120	92	77	84		39.2

2-2. アウトプット目標及び達成状況①

評価項目 2

アウトプット指標		アウトプット目標	達成状況
中間目標 2026年度	中小企業等が産学官連携して行う、研究開発等への支援実施件数 > なお、令和8年度より、支援実施件数に加え、「公募要領に定めるA機関およびB機関が事業管理機関として参画している割合」を追加。	・ 支援実施件数 350件 ・ A機関またはB機関が事業管理機関として参画している割合 80%	直近3年間の支援実施件数、A機関またはB機関が事業管理機関として参画している割合の実績からも十分に達成が見込まれる
中間目標 2029年度	中小企業等が産学官連携して行う、研究開発等への支援実施件数 > なお、令和8年度より、支援実施件数に加え、「公募要領に定めるA機関およびB機関が事業管理機関として参画している割合」を追加。	・ 支援実施件数 350件 ・ A機関またはB機関が事業管理機関として参画している割合 80%	直近3年間の支援実施件数、A機関またはB機関が事業管理機関として参画している割合の実績からも十分に達成が見込まれる
最終目標 2034年度	中小企業等が産学官連携して行う、研究開発等への支援実施件数 > なお、令和8年度より、支援実施件数に加え、「公募要領に定めるA機関およびB機関が事業管理機関として参画している割合」を追加。	・ 3支援実施件数 350件 ・ A機関またはB機関が事業管理機関として参画している割合 80%	直近3年間の支援実施件数、A機関またはB機関が事業管理機関として参画している割合の実績からも十分に達成が見込まれる

(目標の設定理由・根拠)
 アウトプット目標はこれまで、「中小企業等が産学官連携して行う、研究開発等への支援実施件数」としていたが、令和8年度より、支援実施件数に加え、「公募要領に定めるA機関およびB機関が事業管理機関として参画している割合」を追加。詳細は次ページ参照。

(未達成の原因分析と今後の見通し)
 過去3年間の実施件数の実績からも十分に達成が見込まれる。
 なお、本事業において執行を担う地方経済産業局や、個別のプロジェクトのマネジメント等を行う事業管理機関の体制を踏まえ、一年を通じて質を担保しつつ、管理することができる案件数として、350件程度を今後もアウトプット目標とする。

(計測方法)
 交付決定を行う件数を集計することにより把握。

支援実施件数（交付決定件数）および当初見込（目標値）の件数を下表に示す。
 過去3年間（令和5～7年度）の支援実施件数（交付決定件数）は325～359件で、当初見込の99～103%となっている。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当初見込（件）	323	367	348
実施件数（件）	325	365	359
実施件数（件）/当初見込（件）	101%	99%	103%

34

2-2. アウトプット目標の変更について

- ▶ 短期アウトカムをプロジェクト終了後1年時点の「事業化の進捗度」に変更し、長期アウトカムとしてプロジェクト終了後5年時点での「事業化状況」を設定しているところ、各アウトカムの目標の実現に向けては、**採択審査時点で補助事業の質を担保することが重要。**
- ▶ **補助事業の質、事業化の蓋然性の高い案件を採択する**という観点から、アウトプット目標として「支援実施件数」に加え、「**公募要領に定めるA機関およびB機関（※）が事業管理機関として参画している割合**」を目標として設定することとする。具体的な目標値は、過去実績を踏まえつつ、優れた中小企業の主体的な共同体形成を排除しないよう、**80%**とする。

旧：中小企業等が産学官連携して行う、研究開発への支援実施件数が350件以上であること
 新：中小企業等が産学官連携して行う、研究開発への支援実施件数が350件以上であり、公募要領に定める**A機関またはB機関が事業管理機関として参画している割合が80%以上であること**

(※) A機関とは、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立大学法第3条に規定する学校法人が設置する大学、高等専門学校、大学共同利用機関、国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、地方公共団体の試験研究機関等、公益社団法人、並びに公益財団法人のことを指す。また、B機関とは、承認・認定TLO、第三セクター、並びに一定の基準を満たす一般社団法人、一般財団法人のことを指す。

過年度の採択件数および、A・B機関が事業管理機関を務める件数

(※) 令和3年以前はGo-Tech事業の前身であるサポイン、サビサポにて中小企業の研究開発を支援。

年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
採択件数	124	115	133	137
A・B機関が事業管理機関の採択件数	108	103	110	106
A・B機関が事業管理機関の割合	87.1%	89.6%	82.7%	77.4%

35

2-2. アウトプット目標及び達成状況② 副次的成果・波及効果

- 本事業の採択時の審査項目には、以下の項目が含まれている。

<令和8年度成長型中小企業等研究開発支援事業 公募要領>

別表2. 審査基準

I. 技術面からの審査項目

④研究開発の波及効果

研究開発の成果が他の技術や産業へ波及的に影響を及ぼすこと。特に、研究開発の成果によって新たな事業への展開の可能性が高く、先進性、波及効果が高く見込まれるものを評価する。

II. 事業化面からの審査項目

③事業化による経済効果

事業化が達成された場合において、様々な産業に経済効果を及ぼすこと。

また、事業終了後5～8年間実施されるフォローアップ調査においては、事業本来の成果物に加えて、派生技術や波及効果を対象とした調査を行っている。

具体的には、派生技術の事業化の進捗状況、事業開始時期、川下企業等からの引き合い件数、自らアプローチした川下企業等の数、売上額等についての調査を行っている。ここでの派生技術とは、以下の場合に生じた技術を含んでいる。

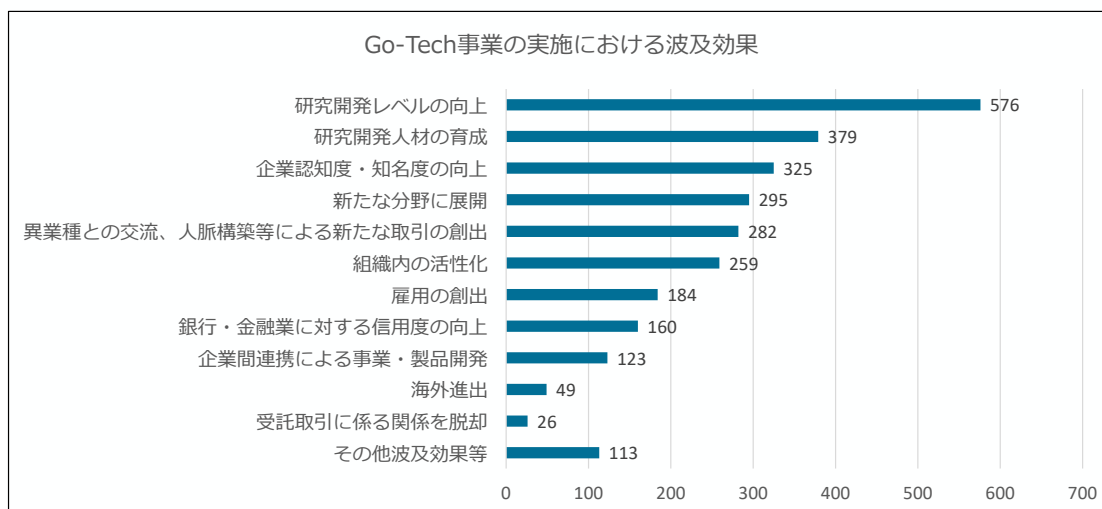
- 事業の成果が当初対象としていなかった製品に活用された場合
- 事業の成果が当初想定していなかった分野で適用された場合
- 事業の成果が当初予定していなかった成果を創出した場合 等

一方、波及効果については、研究開発レベルの向上、雇用の創出、研究開発人材の育成、組織内の活性化、異業種との交流・人脈構築等による新たな取引の創出、銀行・金融業に対する信用度の向上、企業認知度・知名度の向上等の状況を調査している。

2-2. アウトプット目標及び達成状況② 副次的成果・波及効果

- 本事業の実施によって、企業の研究体制の強化や企業の知名度の向上等、事業実施に伴う波及効果が下図の通り確認されている。
- また、過去の論文（※）では、本事業により、企業を競争的プロセスに誘引し、技術開発とネットワーク形成を促進する効果が示唆されている。

※：鈴木潤、『中小企業支援ポリシーミックスにおける補助金の役割』：サポーティング・インダストリーをケースとして』.2019年10月



令和7年度フォローアップ調査（研究等実施機関）（n=964）の結果から集計。
「この事業の実施による波及効果等があったと感じる点は何か」という問いに対して複数回答可。

2-2. アウトプット目標及び達成状況③ 特許出願、論文発表等

年度	論文数	発表	国内特許出願※	国外特許出願※	PCT出願※
2023年度	69件	127件	101件 (うち権利化23件)	欧州4件、米国3件 中国2件、シンガポール1件 台湾3件(うち権利化1件)	4件
2024年度	78件	173件	85件 (うち権利化26件)	韓国3件、台湾3件 香港1件、タイ1件	10件
2025年度	14件	23件	23件	米国1件、台湾1件	2件

令和7年度実施のフォローアップ調査(令和7年8月末時点)から集計。(調査対象:平成26年度採択~令和4年度採択の案件 ただし平成26~28年度は回答任意)
 ※2023年度であれば、2023年度に特許出願し、2025年8月末までに権利化(登録)しているものを計上。2022年度以前に出願し、2025年8月末までに権利化した特許は下表に計上。

【参考】2022年度以前に出願した特許が直近3年度に権利化した件数

年度	国内特許権利化件数	国外特許権利化件数	PCT権利化件数
2023年度	23件	中国1件	1件
2024年度	22件	韓国4件、米国2件 中国2件、台湾1件	1件
2025年度	8件	米国1件、韓国1件	1件

※フォローアップ調査で報告のあったもののうち、報告年度にいずれかの国で登録を確認できたものを1件として計上している。

評価項目 3. マネジメント

3-1. 実施体制①

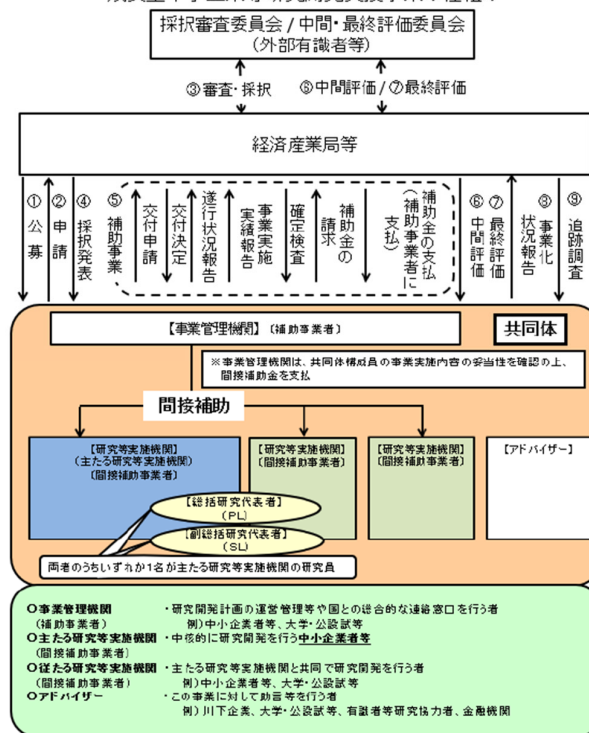
<事業運営>

- 本事業の運営については、**経済産業省本省が事業運営・予算確保**を行い、各管区の**経済産業局が事業執行**を行うよう分担している。

<実施体制>

- 個別の研究開発計画の実施体制においては、中小企業者を含む**共同体（中小企業者、川下企業、大学・公設試等）を構成する必要があり**、共同体は、研究等実施機関、事業管理機関（同一者が担うことも可）を含む2者以上で構成する必要がある。
- 中小企業者等が「主たる研究等実施機関」として参画している必要がある。**
- 共同体の構成員（アドバイザーを除く）は、日本国内において事業を営み、本社を置き、かつ、研究開発等を行うことが必要である。
- 大企業（自治体等公的機関を除く）については、アドバイザーに限り共同体に参画することができ、自治体等公的機関は、事業管理機関、従たる研究等実施機関、アドバイザーに限り共同体に参画することができる。
- 共同体の構成員に所属する者の中から、総括研究責任者（PL:Project Leader）、副総括研究責任者（SL:Sub Leader）を選任することが必要で、いずれか1名は必ず主たる研究等実施機関（中小企業者等）の研究員である必要がある。また、PLは研究開発の計画、実施及び成果管理を総括し、SLはPLを補佐し、必要に応じてその代理を務める。
 ※PL及びSLの要件
 - 研究開発上の高い見識と管理能力を有し、研究開発計画の企画立案並びに実施及び成果管理の全てにおいて総括を行うことができる能力を有していること。（PL及びSL）
 - 当該研究開発のために必要かつ十分な時間が確保できること。（PL）
 - 研究開発の実用化に高い知見を有すること。（PL）
- 成果のユーザー（研究開発の成果を利用することが見込まれる者）となる川下製造業者等はアドバイザーとしての参画が可能である。

成長型中小企業等研究開発支援事業の仕組み



3-1. 実施体制② 個別事業の採択プロセス

<公募の周知方法>

経済産業省ホームページ、各経済産業局等が実施する説明会等

<交付条件・対象者>

- 中小企業者を含む共同体（中小企業者、川下企業、大学・公設試等）、共同体は、研究等実施機関、事業管理機関を含む2者以上で構成すること
- 中小企業者等が「主たる研究等実施機関」として参画すること
- 共同体の構成員（アドバイザーを除く）は、日本国内において事業を営み、本社を置き、かつ、研究開発等を行うこと

<採択審査の体制>

- 外部有識者等による採択審査委員会において、以下の審査項目（審査基準）に基づき、非公開で審査、必要に応じてヒアリング等を実施

<審査項目>

I. 技術面からの審査項目

- ① 技術の新規性、独創性及び革新性
- ② 研究開発目標値の妥当性
- ③ 目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容
- ④ 研究開発の波及効果

III. 政策面からの審査項目

- ① 経済産業政策との整合性
- ② 中小企業政策との整合性
- ③ 国が推進する政策との整合性

II. 事業化面からの審査項目

- ① 目標を達成するための経営的基礎力
- ② 事業化計画の妥当性
- ③ 事業化による経済効果
- ④ 高付加価値企業への成長・変革

IV. 研究開発の大型化の観点（令和8年度公募より）

- ① 中小企業者等の研究開発規模の大型化
- ② 研究開発計画の位置づけ

<採択プロジェクトの公表>

- 採択プロジェクト（補助金交付候補者）の決定後、プロジェクトの計画名、研究概要、事業管理機関の名称、研究等実施機関の名称及び連携する大学、公設試等の名称等を、中小企業庁ホームページで公表

3-1. 実施体制③ 研究データの管理・利活用

評価項目 3

<技術情報等の管理>

本事業では、共同体を組むことを必須としており、中小企業における情報の管理はオープンイノベーションを推進する観点からも重要であるため、技術情報管理認証制度※による認証の取得を推奨している。

※産業競争力強化法に基づき、企業の技術等の情報が、国で示した基準に即して管理されているかどうかを、国の認定を受けた機関が審査し、基準に沿って管理されていれば認証を受けられる制度。

<大学における秘密情報保護>

大学における秘密情報の管理はオープンイノベーションを推進する観点からも重要であるため、本事業に採択され、補助金の交付申請を行う際には、従たる研究等実施機関の大学等は情報管理体制と外国からの研究資金の状況を申告する。

<研究インテグリティの確保>

不合理な重複・過度の集中の排除の観点から、申請する課題の研究代表者・研究分担者等は、(a) 国内の競争的研究費のみならず、国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての現在の研究資金の応募・受け入れ状況に関する情報、(b) 全ての現在の所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）に関する情報等を提出する。

また、申請者の所属機関における「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針」（統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規定の整備は重要であり、所属機関における規定の整備状況及び情報の把握・管理の状況を、必要に応じて確認する。

<中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー>

補助金・行政手続・中小企業庁の設置する各種相談窓口等で申請時・利用時・事業報告提出時に提供した情報は、「中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー」に則り、効果的な政策立案や経営支援等のために、経済産業省、中小企業庁及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関※に提供・利活用され、かつ、支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認があれば支援機関にも提供される場合がある。

※政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者であって、ミラサポplus上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めたものに限る。

42

3-2. 受益者負担の考え方

評価項目 3

<現在の資金配分方法>

(1) 通常枠

- ・ 単年度：4,500万円以下、2年間総額：7,500万円以下、3年間総額：9,750万円以下（中小企業者等が受け取る補助金額が補助金総額の2/3以上であること）
- ・ 補助率：中小企業者等 2/3以内、大学・公設試等 定額
- ・ 単年度、2年間総額、3年間総額で各上限額が設定されていることにより、各プロジェクトに応じた柔軟な資金配分が可能。

(2) 大型研究開発枠（令和4年度から令和7年度まで実施していた出資獲得枠を、令和8年度より改編）

- ・ 単年度：1億円以下、2年間総額：2億円以下、3年間総額：3億円以下（中小企業者等が受け取る補助金額が補助金総額の2/3以上であること）
- ・ 補助率：中小企業者等 2/3以内、大学・公設試等 定額
- ・ 単年度、2年間総額、3年間総額で各上限額が設定されていることにより、各プロジェクトに応じた柔軟な資金配分が可能。

<受益者負担の考え方>

- ・ 平成25年度までは委託事業、平成26年度より中小企業者等は補助率2/3以内、大学・公設試等は補助額の1/3（1,500万円）を上限として定額補助（大学・公設試等が定額となるのは、事業管理機関が大学・公設試等の場合のみ。）
- ・ 中小企業者等が研究開発に取り組む上で、資金面が大きな課題となっている。本事業では、中小企業者等の補助率を2/3以内に設定し、中小企業者等がより研究開発に取り組めるよう支援している。
- ・ 令和元年度より単年度あたり4,500万円以下、2年間総額で7,500万円以下、3年間総額で9,750万円以下という条件の範囲内で補助金を受け取ることが可能となった。それ以前は、初年度4,500万円以下、2年度目は初年度の2/3以内、3年度目は初年度の1/2以内であった。柔軟な資金配分が可能となったことにより、各年度の事業目標やスケジュールに応じた柔軟な研究開発計画を実施することが可能となっている。
- ・ 令和4年度より、事業管理機関が大学・公設試等の場合であっても、条件次第で大学・公設試等に補助率2/3以内が適用されるようにした。大学・公設試等に対してインセンティブを付与することで、大学・公設試等の研究開発への寄与度向上を図ることを考えていたものの、当該補助率を導入したところ、採択順位によって補助率が決定されることで、事業計画も不安定なものになり、以下のような事態※が発生していることが明らかになり、良質な案件発掘・組成、補助事業の実施や事業化支援に支障が生じつつある状況となっている。

※事業管理機関からの声

採択結果によって補助率が変わる場合、雇用計画・事業計画をたてることが非常に困難であるため、定額上限の範囲内で申請せざるを得ない。

上限にあわせて申請した場合、経費処理に関する業務にあてられ、事業管理機関に求められている研究開発のマネジメント業務が十分に実施できない。

※研究等実施機関からの声

公設試等の県出先機関は半年度会計のもと事業を行っており、現制度のように、急に自己負担が発生する場合、積極的な関与が得難い状況となっている。

自己負担をすることはできないため、最大限成果の出る研究活動ではなく、定額上限にあわせて予算に応じたレベルに引き下げた研究計画をたてるしかない。

- ・ 上記より、**令和8年度より、大学・公設試等の補助率は定額に戻すこととした。**
- ・ また、事業化を念頭に置いた中小企業の研究開発等を支援するという本事業の趣旨等に鑑み、**令和8年度より、収益納付の撤廃を実施し**、中小企業の成長支援を更に後押ししていくこととした。
- ・ 資金不足・人材不足に課題を感じている中小企業者等の研究開発を継続して支援していくためには、現状の補助率等を維持することは適切であると考える。

43

3-3. 研究開発計画① 進捗状況

- 本事業は、2～3年の事業実施期間の後、**5年間についてフォローアップ・事業化状況報告を求めている**。また、その後3年間についても任意ではあるが、フォローアップ・事業化状況報告を求めている。
- また、中間評価は、1年目→2年目及び2年目→3年目へと進むタイミングで実施し、研究開発の状況を的確に把握し、中止すべきものはいち早く事業継続不可の判断を下し、翌年度の継続案件に係る予算を抑えることで、**限られた予算を新規採択に振り向けられることから、中間評価において次年度の事業継続不可とすることができる運用**としている。
- 最終評価は、最終年度の次年度中に、**研究開発計画の目標達成度、事業化の進捗度等に対して、外部有識者等が評価・アドバイスを行うことにより、本事業で得られた成果の事業化の確度を高めることを目的に実施**している。

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度
令和6年度採択案件	採択 事業実施 中間評価	事業実施 中間評価	事業実施	最終評価	フォローアップ 事業化状況報告	フォローアップ 事業化状況報告	フォローアップ 事業化状況報告	フォローアップ 事業化状況報告	フォローアップ 事業化状況報告	フォローアップ 事業化状況報告 (任意)	フォローアップ 事業化状況報告 (任意)	フォローアップ 事業化状況報告 (任意)	-	-
令和7年度採択案件	-	採択 事業実施 中間評価	事業実施 中間評価	事業実施	最終評価	フォローアップ 事業化状況報告	フォローアップ 事業化状況報告	フォローアップ 事業化状況報告	フォローアップ 事業化状況報告	フォローアップ 事業化状況報告 (任意)	フォローアップ 事業化状況報告 (任意)	フォローアップ 事業化状況報告 (任意)	フォローアップ 事業化状況報告 (任意)	-
令和8年度採択案件	-	-	採択 事業実施 中間評価	事業実施 中間評価	事業実施	最終評価	フォローアップ 事業化状況報告	フォローアップ 事業化状況報告	フォローアップ 事業化状況報告	フォローアップ 事業化状況報告	フォローアップ 事業化状況報告 (任意)	フォローアップ 事業化状況報告 (任意)	フォローアップ 事業化状況報告 (任意)	フォローアップ 事業化状況報告 (任意)

3-3. 研究開発計画② 進捗管理

- 本事業における各プロジェクトの進捗管理状況を、以下に記す。
 - 管轄する**経済産業局が事業管理機関を通じて、各プロジェクトの進捗を管理**。
 - 事業管理機関は、管轄する経済産業局と、執行事務、財産管理等を行うとともに、プロジェクト全体を管理。
 - **各事業年度の終了後、外部有識者による評価委員会が進捗状況を評価し、必要に応じて助言やプロジェクトの中止や見直しを図っている**。

3-3. 研究開発計画③

継続・中止の判断の要件・ステージゲート方式の妥当性

- 事業実施期間中に中間評価を実施し適切な進捗管理を行うとともに、成果が期待できない事業への支援を取りやめプロジェクトのスクリーニングを行うことで、より成果が期待できる事業を重点的に支援する仕組みとしている。また、事業終了後に最終評価を実施するとともに、事業化状況報告やフォローアップ調査を継続的に行うことで、事業の進捗状況や事業成果の把握を行っている。

<令和8年度成長型中小企業等研究開発支援事業 公募要領>

9. その他

(2) 中間評価、最終評価に関すること

① 中間評価

- 補助事業への採択後、補助金の交付申請及び交付決定は、単年度ごとに行い、年度の後半に外部有識者等で構成される中間評価委員会で実施状況等の中間評価を行います。
- 評価が極めて低かった場合には、次年度以降の計画を変更していただく又は補助事業の縮小若しくは中止を決定させていただきますのでご注意ください。

② 最終評価

- 最終年度の次年度中に、本申請書に記載した研究開発計画における目標の達成度、事業化の進捗度等に対し、外部有識者等が評価・アドバイスを行うことにより、本事業で得られた成果の事業化に資することを目的として、外部有識者等で構成される最終評価委員会で最終評価を行います。